

第4次 浜田市地域福祉活動計画

安心して暮らせる「我が家」のような地域づくり計画書



みんなが見守り役。
お互いさま・パートナーの関係性をいつまでも
大切にしていきたいね。

あの地区はみんなが生き生きしているね。
この計画が実現した地域のようなだよ。
まるで「我が家」のようにつながりがあって、
高齢者だけじゃなく、子育て中の親御さんも、
障がいのある人にも安心感があるね。

計画期間

令和5年度～令和9年度



社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会



浜田市社協PRキャラクター

ふくッピー

浜田市社協のPRキャラクター「ふくッピー」は、平成28年度に一般公募して誕生したキャラクターです。地域が元気になることを願うカモメの妖精で、ベルトのハートが福祉の心を表し、飛び跳ねて、「支えあい」「助けあい」「ふれあい」の心を振りまいて福祉の和を広げていくよう「ふくッピー」と名づけました。

浜田市にたくさんの笑顔が広がりますように。

ごあいさつ

人口減少や少子高齢化を身近に感じる中、社会情勢の変化等を背景に、地域のコミュニティの希薄化が危惧されています。

また、コロナ禍が長期化し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」も定着しつつあり、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知することがますます困難な状況を作り出しています。社会的孤立や経済的困窮、買い物や移動手段等の生活基盤の確保など、住民の支援ニーズは多様化・複雑化しており、地域で支え合う仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

浜田市の人口は今後も一貫して減少する見込みとなっており、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が今後とも高くなるとともに、核家族化の進展等により、高齢者世帯や独居世帯、ひとり親世帯の増加が見込まれます。

このような状況の中、社会福祉協議会では地域福祉を推進する中核的団体として、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を基本理念に、狭い意味での福祉にとらわれず、地域における生活・福祉課題の解決を図るため、関係機関・団体と連携し様々な支援事業に取り組んでいます。

このたび策定しました「第4次地域福祉活動計画」は、これまで取り組んできた15年間（第1次、第2次、第3次計画）の歩みを踏まえ、地域福祉目標（福祉ビジョン）5項目の重点目標については、前計画を引き継ぎ5年後、10年後も安心して住み続けることができる「我が家のような地域づくり」を進めていくことを目指しています。

また、本計画の推進にあたりましては、日常生活における見守りや助け合い、ボランティア活動の推進など、地域の絆を育むことが重要であり、ご近所の皆さんが気軽に集い、話し合える「たまりの場」など、コロナ禍でも自発的に開催しています「支え合い」の活動事例も紹介していますので、これからの活動の一助にいただければ幸いです。

結びに、本計画書の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言を賜りました策定委員会並びに関係団体の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

今後も、行政や関係団体と連携・協働を図り包括的な支援体制の充実・強化に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会
会長 中島 良二

目次

第1章 計画策定にあたって	…1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格・役割	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間	
5. 本計画とSDGsとの関連	
6. 浜田市の世帯と人口状況	
7. 課題の整理	
8. 第3次地域福祉活動計画から次期計画へつなぐこと	
第2章 計画の基本的な考え方	…11
1. 基本理念	
2. 地域福祉目標（福祉ビジョン）	
3. 5つの重点目標	
第3章 安心して暮らせる「我が家」のような地域づくり計画書	…16
1. 計画項目一覧表	
2. 計画の内容	
重点目標1 支えあいの地域づくりの推進	
重点目標2 支援が必要な人を発見する相談機能の充実	
重点目標3 「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくる	
重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める	
重点目標5 点と点をつないで面の活動にする仕組みづくり	
第4章 計画の推進体制	…35
1. 社会福祉協議会の役割	
2. 行政の役割	
3. 地域の役割	
4. 計画の進捗状況	
■資料編	…38
1. わがまちでみつけた活動のヒント	
2. 審議の経過	
3. 策定委員名簿	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「浜田市地域福祉活動計画（以下「本計画」という）」は、誰もが安心して暮らし続けることができる浜田市であるために、私たちが日常生活を送る上で、困難なことや悩み、不便さ等感じている様々な複合的課題・生活課題・地域課題を誰一人排除することなく、住民・地域・民間団体などが身近な問題として受け止め、自分に何ができるのか、また地域全体でどのような取り組みができるのかを一緒に考え計画化し、解決に向け官民協働で取り組んでいくことを目的としています。

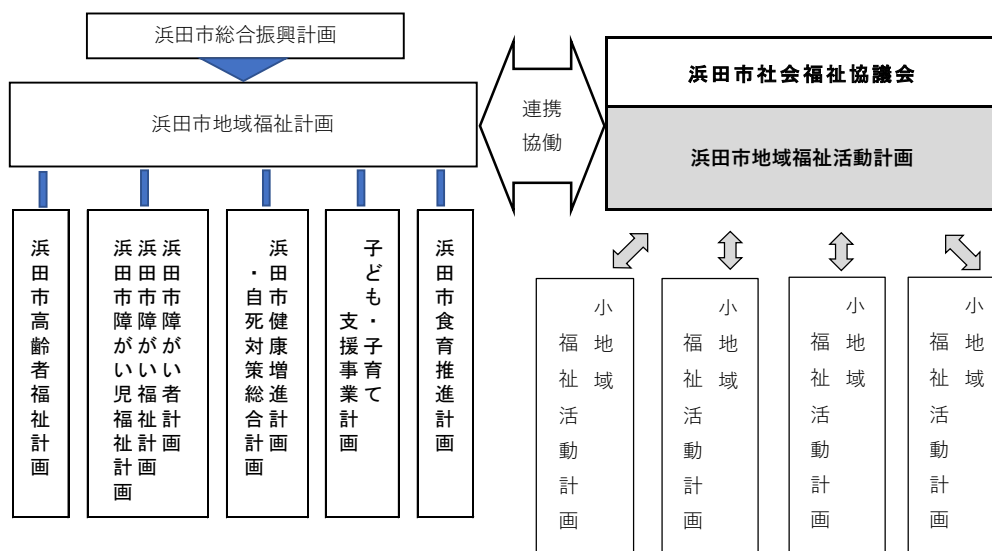
2. 計画の性格・役割

行政の「浜田市地域福祉計画」と連携しながら、浜田市全体の地域福祉推進の在り方を民間側から具体的に提言します。「浜田市地域福祉計画」と本計画の関係は、地域福祉推進の理念、方向性、地域福祉課題を共有し、連携しつつも、それぞれが独立した計画です。特に本計画は民間独自の先駆的、開発的な役割を有し、行政制度、施策では対応が難しい、また住民福祉活動だけでは困難な地域福祉課題への包括的な対応を提示します。

また第4次地域福祉活動計画は、第1次、第2次、第3次計画で取り組んできた浜田市社会福祉協議会（以下「本会」という）の15年の歩みを踏まえ、地域福祉の推進、課題解決に向けた地域福祉ビジョンを示す役割があります。

3. 計画の位置づけ

前述のとおり、本計画は浜田市地域福祉計画と連携しつつ、民間の立場から具体的に地域福祉の推進を計画的に進めるための住民参加による活動計画です。さらに福祉行政の各分野計画における地域福祉に関連する計画項目とも連動するものであり、本計画を実行していくことで包括的に対応していくねらいがあります。



また、本計画策定後、各地区社協においては地区ごとの取り組みを検討し、地域の実状に見合った小地域福祉活動計画を策定します。これにより地域福祉ビジョンの実現に向けて地域とともに取り組みをすすめます。

4. 計画の期間

本計画は令和5年度（2023年度）から5か年の計画期間とします。中間年度である令和7年（2025年度）には取り組みの点検評価を行い、見直しを行います。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
地域福祉計画	→				見直し
地域福祉活動計画	→			点検・評価	見直し

5. 本計画とSDGsとの関連

「SDGs」と「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された2030アジェンダ（行動計画）が採択され、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17のゴール（目標）と169のターゲット（目標のために実現させること、取り組み）で構成されています。

本計画においても、SDGsの視点を持って、超高齢社会の進展などの課題に対応していく必要があります。



【特に本計画と関連が強いもの】

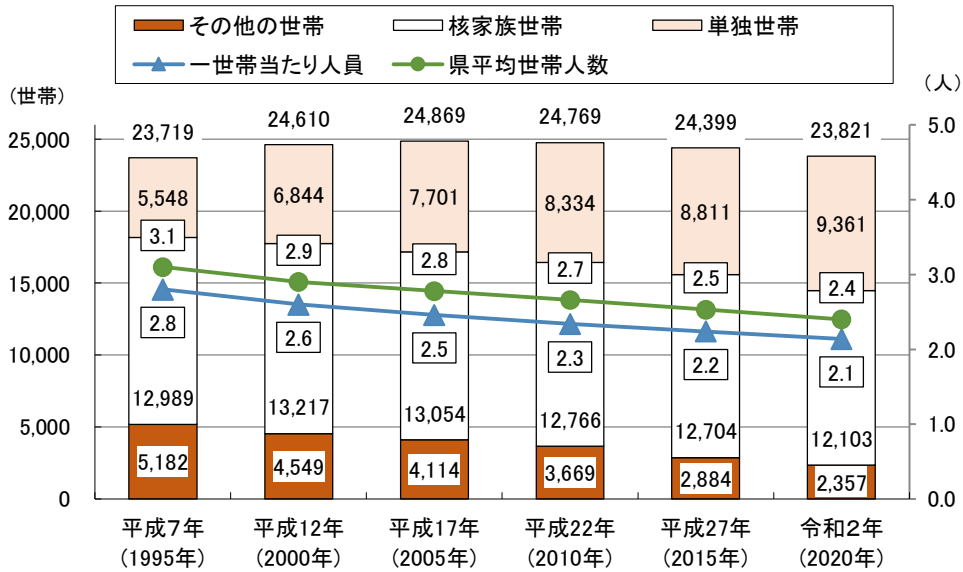
	目標 1: 貧困をなくそう		目標 10: 人や国の不平等をなくそう
	目標 3: すべての人に健康と福祉を		目標 11: 住み続けられるまちづくりを
	目標 4: 質の高い教育をみんなに		目標 17: パートナリシップで目標を達成しよう

6. 浜田市の世帯と人口状況

① 世帯数の推移

核家族世帯数、その他の世帯数（三世帯世帯等）は減少傾向にあり、総世帯数も平成17年（2005年）をピークとして減少している一方で、単独世帯数は年々大幅に増加しています。平均世帯人数は県を下回って推移しており、世帯の小規模化が更に進行しています。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移

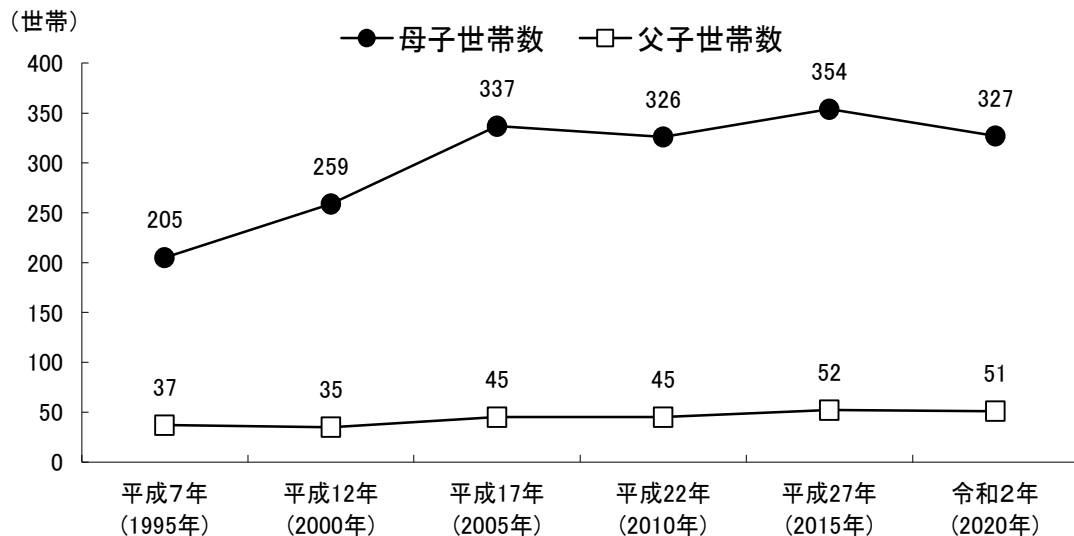


資料：国勢調査

② 母子・父子世帯数の推移

令和2年（2020年）の母子世帯数は父子世帯数の6.4倍となっています。また、母子世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）をピークに減少に転じています。

■ 母子・父子世帯数の推移

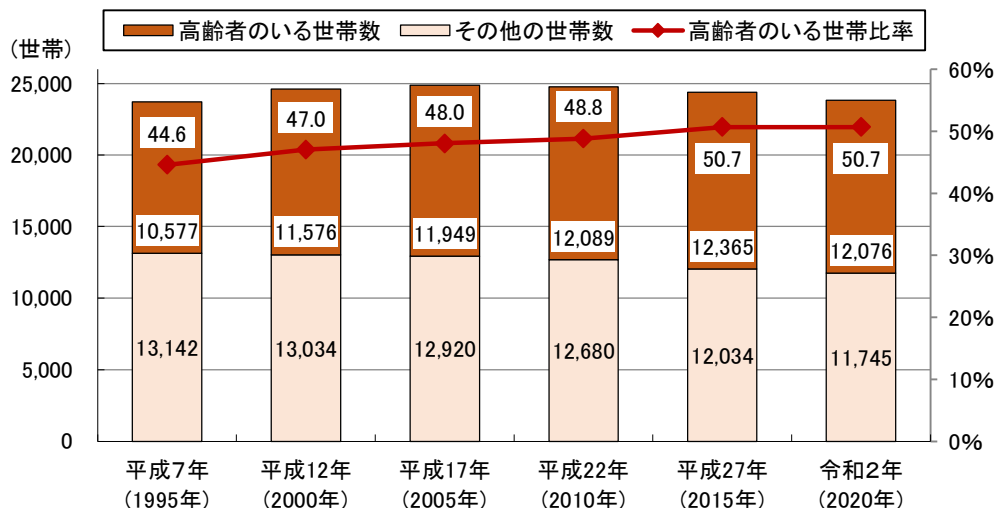


資料：市地域福祉課

③高齢者のいる世帯の推移

一般世帯数のうち、高齢者のいる世帯は平成27年（2015年）までは増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）には減少に転じています。

■高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

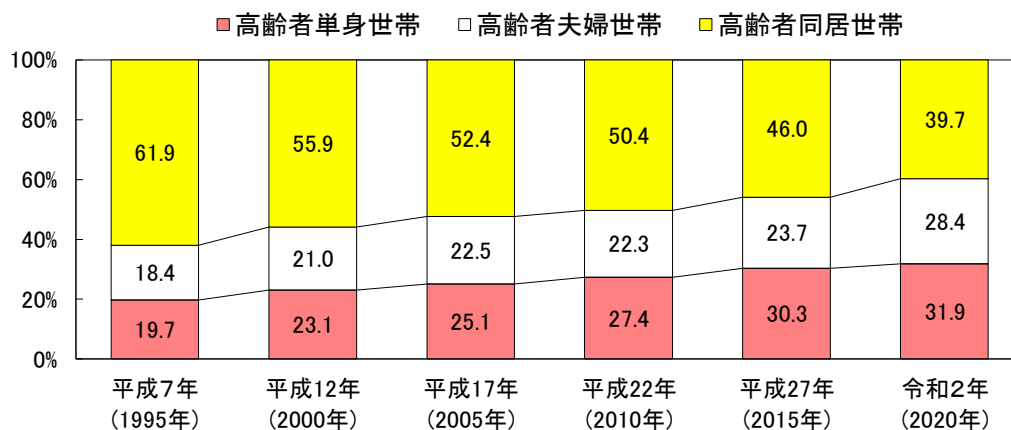
高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、令和2年（2020年）では高齢者単身生活世帯、高齢者夫婦世帯共に約3割となっています。

■高齢者のいる世帯数の状況

(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	23,719	24,610	24,869	24,769	24,399	23,821
高齢者のいる世帯	10,577	11,576	11,949	12,089	12,365	12,076
高齢者単身世帯	2,086	2,672	2,999	3,308	3,748	3,849
高齢者夫婦世帯	1,941	2,432	2,694	2,694	2,934	3,428
高齢者同居世帯	6,550	6,472	6,256	6,087	5,683	4,799

資料：国勢調査

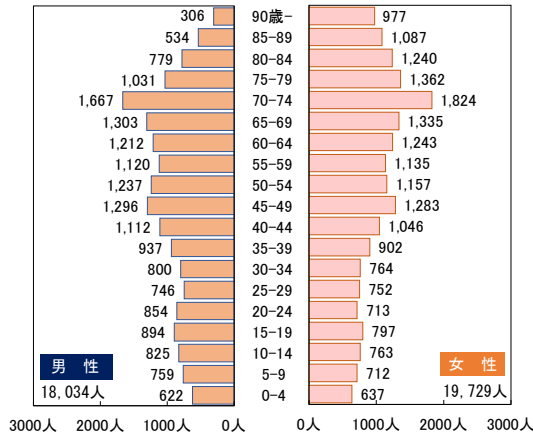


※ 端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

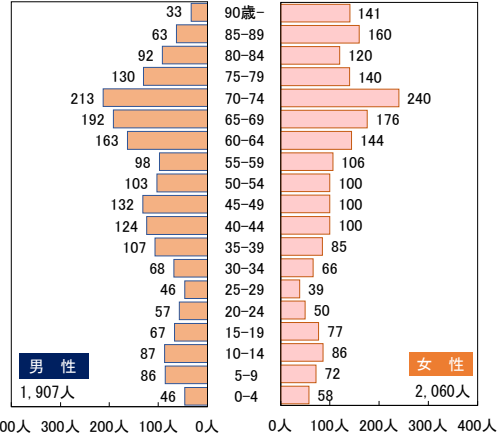
④各地域の人口状況

【浜田地域】

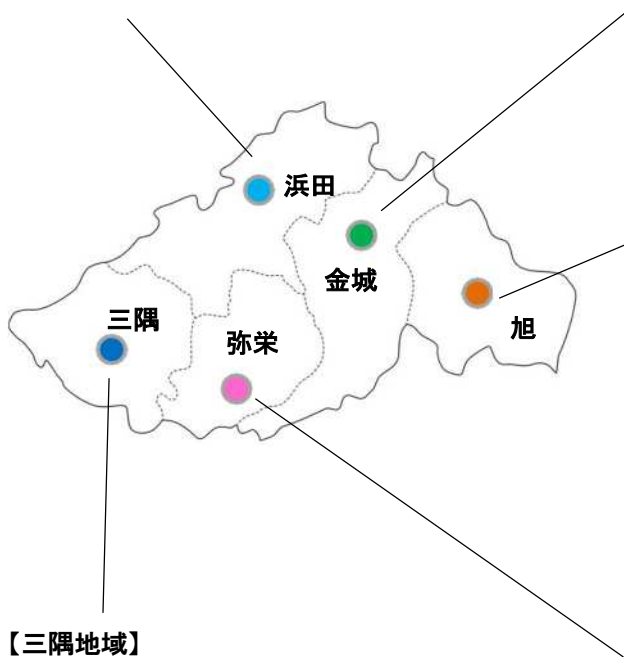


人口/37,763人(男性:18,034人 女性:19,729人)
 高齢化率/35.6% 世帯/19,041世帯

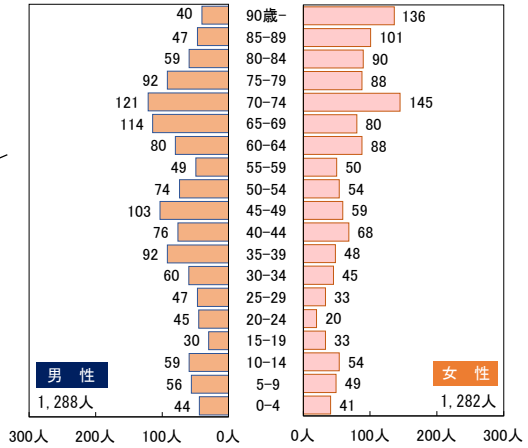
【金城地域】



人口/3,967人(男性:1,907人 女性:2,060人)
 高齢化率/42.9% 世帯/1,864世帯

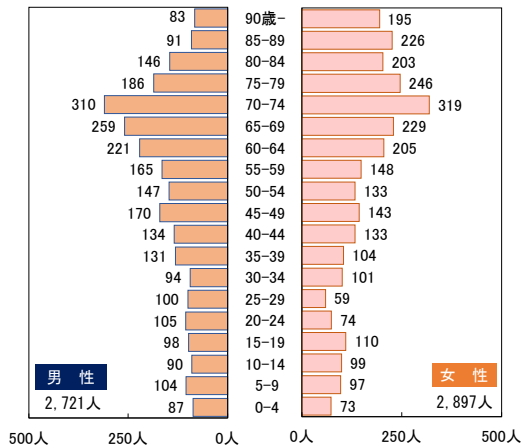


【旭地域】



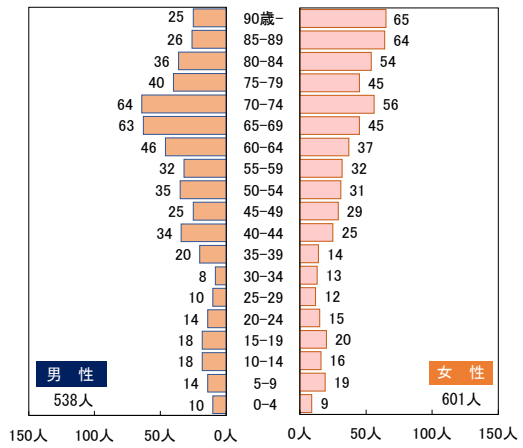
人口/2,570人(男性:1,288人 女性:1,282人)
 高齢化率/43.3% 世帯/1,302世帯

【三隅地域】



人口/5,618人(男性:2,721人 女性:2,897人)
 高齢化率/44.4% 世帯/2,773世帯

【弥栄地域】



人口/1,139人(男性:538人 女性:601人)
 高齢化率/51.2% 世帯/632世帯

資料:住民基本台帳(令和4年4月1日現在)

7. 課題の整理

前計画(第3次地域福祉活動計画)の5か年中、新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事象の中活動していく中で、解決すべき課題について以下のようにまとめました。

- ① サロン参加者 実態調査アンケート (ふくっぴーサロン参加者)
- ② 民生児童委員さんとまちあるき調査活動
- ③ 第1層協議体・各地区ささえあい協議体での意見交換
- ④ 行政・社協懇談会

《コラム1》

「生活支援体制整備事業」及び協議体について

平成27年4月の改正介護保険法の施行により、「生活支援体制整備事業」が創設され、8年が経過しました。この事業は、高齢者が在宅生活を継続していくために必要となる生活支援サービスの提供体制を地域の中で構築していくことを目的とし、「協議体」や多様な主体が連携をとりながら、生活支援体制の充実・強化を行うものです。

- 「協議体」とは、地域住民が自分の住む地域が「こうなったらいいよね」という思いで、話し合い各々の得意分野を活かし、その実現に向けての取り組みをみんなで考える場です。

《コラム2》 「民生児童委員さんとまち歩き調査活動」とは

地域の課題は地域の中を実際に歩いてみないとわかりません。民生児童委員さんに(地区によっては福祉委員さんも一緒に)担当地区内を案内してもらい、その地区が例えば、坂のまちなのか、路地のまちなのか、普段の近所づきあいはどのように行われているか、買い物の不便はないか、集いの場所やたまり場はあるかなど、何人かの住民の方にお会いしてお話を伺うと、自然とその地域の雰囲気や課題をつかむことができます。

○ねらい

- ① 要支援者の暮らしの様子を知り、生活課題、地域課題を明らかにする。
- ② 地域特性(坂の街、路地の街、川沿いの街など)から生じる生活課題の発見
- ③ 福祉関係者以外の地域のキーパーソンを知り、つながる。
- ④ 風習や歴史、伝統芸能まで、町の良いところ、問題のあるところを知る。

① 行政・社協・相談支援事業所など支援者・専門職が抱える課題

◎地域に対してのこと

- * 地域との連携窓口が見えない（地域によって状況が異なり複雑であるため）
- * 生活困窮、引きこもり※1、8050 問題世帯※2、ヤングケアラー※3、高齢者と障がい者が暮らす世帯が生活上抱える課題、ネグレクト（育児放棄）など複合的な課題が見えてこない
- * 課題が表に現れてきたときは対応が極めて困難な状態であり、早期発見していきたい
- * 個別の課題を抱える世帯の生活を支援する地域のつながりや支援の手（ボランティア）が少ない 等



◎支援者・専門職間のこと

- * 社協・行政とも分野を超えた内部連携体制が不十分
- * ボランティアセンター機能の強化が求められるところ、それを強化していく職員体制が整っていない
- * 福祉委員制度の活用が十分できていない

②市民の生活課題・地域の課題

身近な生活課題

（浜田市が計画策定に向けて実施されたアンケート結果を含みます）

- * 近く（歩いて行ける距離）に集える場所がない
- * 移動手段がなく買い物に困る（買いたいときに買えない）
- * 交通手段が不便
- * ゴミだしが困難
- * 災害時の避難などの不安
- * 地域と接する機会がない（近所同士の対話不足）
- * 介助者がいないと外出できない（障がい者）
- * 高齢者世帯増加による家族介護力の低下
- * 草刈・雪かきなどができない 等



地域の課題

- * ボランティアグループやNPOなども含めて良い活動をしている
団体はたくさんあるが、連携がないから地域力の向上につながらない
- * 何をやってもスタッフも集まる人も固定化されている
- * 過疎、少子高齢化で地域力は低下し、地域の絆も希薄になっている
（コロナ禍による地域内活動自粛によりますます希薄に）
- * 町内会等への未加入や若い世代の行事の不参加等による現状把握が困難
- * 子供達とのふれあう機会が少ない（世代間交流の減少）
- * 地域の役を担ってくれる人がいない（いても受けない）
- * 認知症の方等の対応の仕方がわからず、孤立状態にしてしまう
- * 集落維持が困難 等

活動推進者 （サロンリーダー等）の悩み

- * 後継者がいない
- * サロンの内容を考えるのが負担（マンネリ化）
- * 集いの場に男性が参加しない
- * 会場がない、歩いていくには遠い、あるいは使い勝手がよくない
- * コロナ禍で集まることへの不安
- * 高齢化による会員の減少や認知症の方の対応等



※1 ひきこもりとは

厚生労働省の定義では、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学等の自宅外での生活の場が長期にわたって失われている状態」とされています。ひきこもりの人々の様相は多彩ですが、ひきこもりが長期化するのには、生物的側面、心理的側面、社会的側面から複数の要因が混在しています。

※2 8050 問題とは

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことで、1980年代に「ひきこもり」が社会問題となりましたが、30年が経過した現在、当時20代だった人が50代になり、親の世代が80代と高齢化し、親の年金がある間は生活ができていたが、50代の子どもは将来無収入の高齢者になり、孤立する可能性が高く、生活困窮に陥ってしまうという状態で、深刻な問題になっています。

※3 ヤングケアラーとは

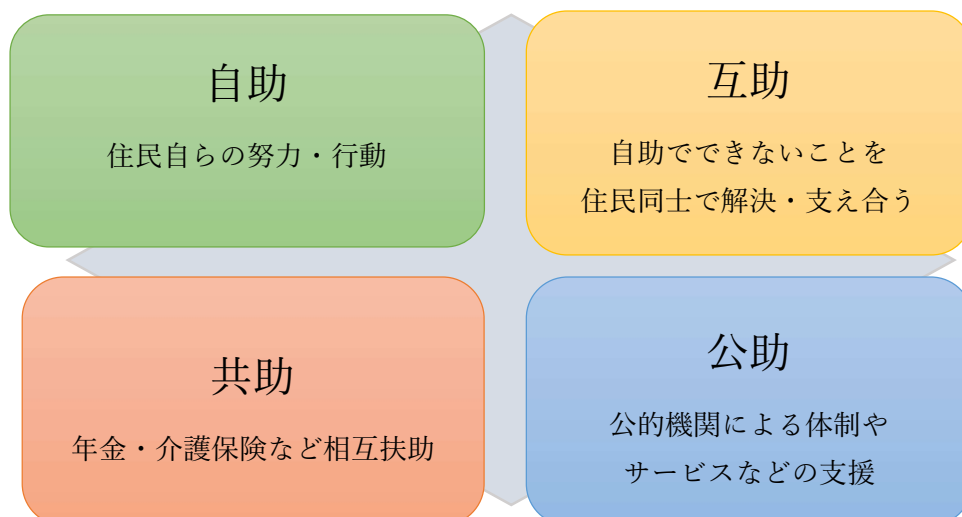
本来大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行い、子供が本来なら享受できたはずの勉強・部活・友達との時間等「こどもとしての時間」を引換えにすることで、学業への影響や自分に出来ると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等就職への影響また友達等とコミュニケーションをとれる時間が少ない等の友達関係への影響が心配されています。

8. 第3次地域福祉活動計画から次期活動へつなぐこと

第4次となる本計画は、第3次計画同様、基本理念である「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を引継ぎ、複合的・多様な課題等について分野を問わず、住民参画のもと、行政や社会福祉法人をはじめ多機関と連携しながら進めていきます。

そして、誰もが何事も気軽に相談できる窓口により、寄り添った支援を行うことで、「一人も見逃さない見守りの日常化」、「つながりの強化」、「災害・感染症などの危機的事象をプラスにかえる地域の底力発揮」できるよう、計画していきます。

第3次計画の進捗状況を検証して、第4次計画へつないでいくべき地域福祉課題について重要度の高いものについて次のとおり記載します。



重要度 << 高 >>

1次・2次・3次の活動項目	第4次計画への考え方
<p>多様な人材の育成・支援</p> <p>活動目標 1.2.4</p> 	<p>福祉教育の推進・強化。福祉教育は皆で考え話し合いながら実践していくことで人と人との関りについて考えるきっかけになる。実践の場としてボランティアセンターの機能充実を図り世代と分野を超えたボランティア活動を推進する。また、企業や事業所へも生活支援や地域支援そして災害時における支援等地域貢献活動への働きかけが必要。</p>
<p>地区組織・団体活動の充実</p> <p>活動目標 3.5</p> 	<p>地区社協活動を支援し社協との協働により以下の取り組みを一層推進していくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①小地域の見守りネットワークや支援が必要な人を早期に発見し支援する仕組みづくりの推進 ②福祉委員活動の充実 ③自治会、まちづくり委員会等との連携
<p>相談体制の充実</p> <p>活動目標 3.6</p> 	<p>社協総合相談機能(あんしん生活相談窓口事業、高齢者相談支援センター事業、法人ネットワークによるよつば相談窓口事業)の連携強化。</p>
<p>身近な地域でのつながりづくり 重層的な支え合いネットワークづくり</p> <p>活動目標 1.7</p> 	<p>地域共生社会の実現に向けた活動をしていくには、浜田市との連携のもと重層的な支えあいの仕組みの構築を進め、1層、2層、そして小地域へとしっかりと地域の活動を支える仕組みづくりが必要。</p> <p>顔の向こう側が見える関係性、信頼できる関係性を築くことも必要。</p>
<p>高齢者支援の推進</p> <p>活動目標 1.2</p> 	<p>地域包括ケアシステムの構築において大切な柱となる、地域の支えあい活動の充実や、介護予防・生きがいづくりを通じた社会参加活動等の一層の推進を図ることが必要。そのための世代間交流も必要。</p>
<p>全ての分野を含めた支援の推進</p> <p>活動目標 6.7</p> 	<p>制度の狭間にあって支援が必要な方や複合的な問題を抱える世帯の支援体制を確立することが必要。</p> <p>住民・組織・企業等が社協や行政と共に考え、行動していくことが必要。</p>



「安心して住み続けることができる 「我が家」のような地域づくり」

～5年後、10年後も安心の「我が家のような地域づくり」を進めよう～

写真「企業・駐在所・放課後児童クラブとの見守りすごろく」のようす

ゆるやかな見守りって何だろう？ 自分たちに出来ることは？

地域に関わるみんなで楽しみながら学んでいます。

そして、つながり、ささえあいへと…。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域住民や地域のあらゆる団体・組織の参加と協働による 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」

浜田市行政ではこれまで、自らが地域福祉の担い手となってお互いを認め合いながら、主体的に活動していくことができるよう、「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を基本理念に掲げ取り組みを進めてきました。そして、「地域共生社会」、SDGsの目指す「誰一人取り残さない社会の実現」に向けて、第4次地域福祉計画においても引き続きこれを基本理念として計画を組み立てられています。

本会においても第1次計画から一貫して掲げてきた計画の基本理念は、本会の基本理念そのものであり、第4次計画においても引き続きこの基本理念を掲げて進めます。

2. 地域福祉目標（福祉ビジョン）

「安心して住み続けることができる 「我が家」のような地域づくり」

～5年後、10年後も安心の「我が家のような地域づくり」を進めよう～

令和3年4月の社会福祉法の改正においては、地域共生社会の実現を図るため、市町村が地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、これまでの分野ごとに専門的支援を行っていた縦割りを改め、「断らない」相談窓口の設置や、継続して寄り添う伴走型支援等、住民一人ひとりの生きがいと暮らしを地域と共に作っていく社会づくりが求められています。第4次計画となる本計画でも、「まちづくり」を進める中で第3次計画同様、住民にとって安心の「我が家」といえるような地域にしていくため、職場・企業等との体制づくりも求められています。

過疎、少子高齢化が進んだ地域の中で、本当に必要なことは身近な取り組みの中にこそあります。したがって本計画では、必要な計画項目を掲げ、じっくり、しっかりと取り組みを進めていきます。

3. 地域福祉目標（福祉ビジョン）のイメージと5つの重点目標

次の図は、本計画の地域福祉目標（福祉ビジョン）を「家づくり」に例えてイメージしたものです。土台、玄関、縁側、居間、屋根、それぞれに意味があり、全てが「安心の我が家」にとって必要な場所なのです。

「安心して住み続けることができる

「我が家」のような地域づくり」

～5年後、10年後も安心の「我が家のような地域づくり」を進めよう～



① しっかりとした「土台と基礎」をつくる！

重点目標 1 支えあいの地域づくりの推進

② 誰もが歓迎される「玄関」をつくる！

重点目標 2 支援が必要な人を発見する相談機能の充実

③ 誰もが立ち寄れる「縁側」をつくる！

重点目標 3 「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくる

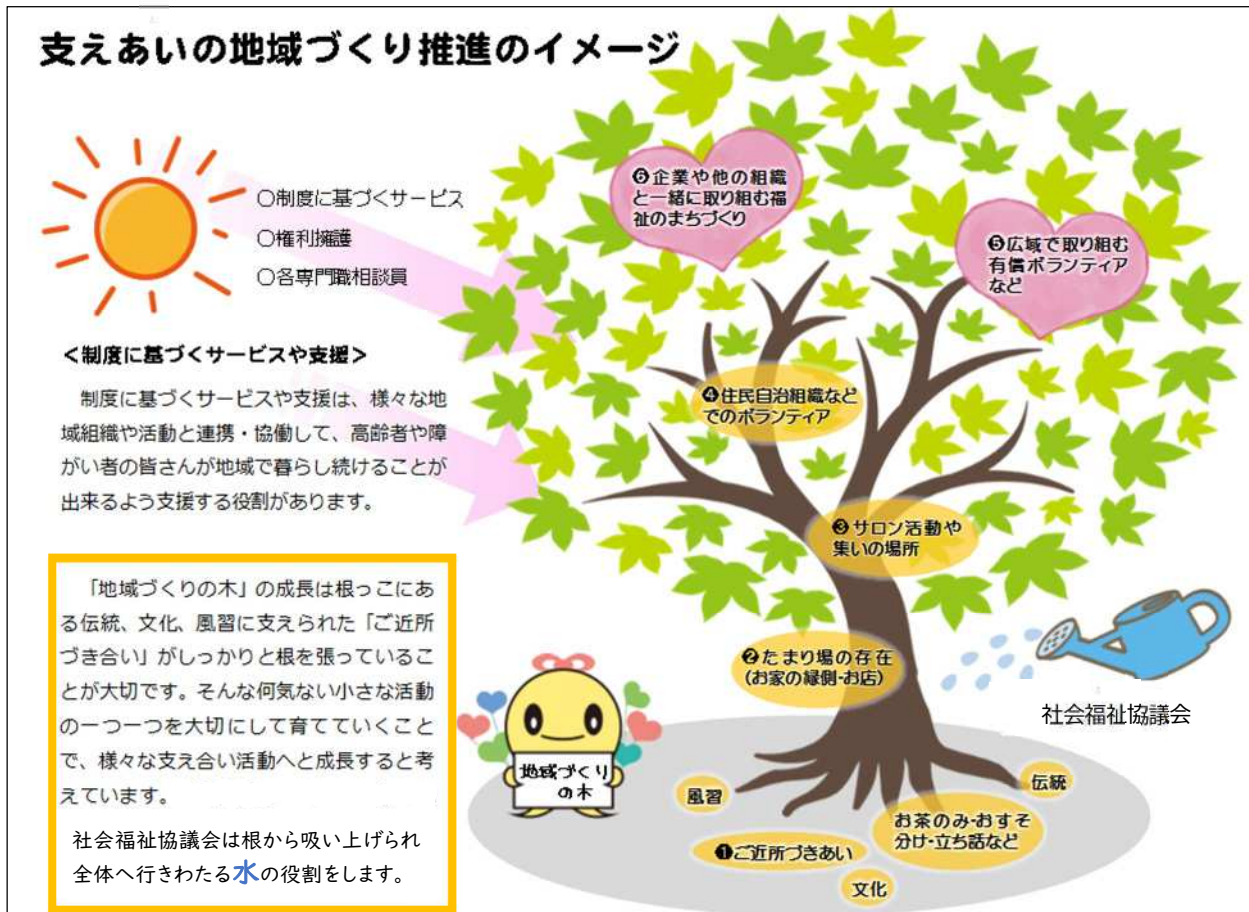
④ みんなが集う「居間」をつくる！

重点目標 4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

⑤ 安心して暮らせる大きな「屋根」をかける！

重点目標 5 点と点をつないで面の活動にする仕組みづくり

引き続き、他分野との連携を進めながら小地域の見守りネットワーク活動を中心とした「ささえあいの地域づくり」を一層すすめ、個別の困り事の発見、居場所づくりや生活支援へと住民主体の取り組みを広げていくことが必要です。



《コラム3》「重層的支援体制整備事業」とは

令和3年4月1日、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設施行されました。島根県においても既に取り組みが始まっている市町村もあります。

○内容（社会福祉法106条の4台2項に事業が明記されており、一体的に展開することで一層の効果が出るとされています。）

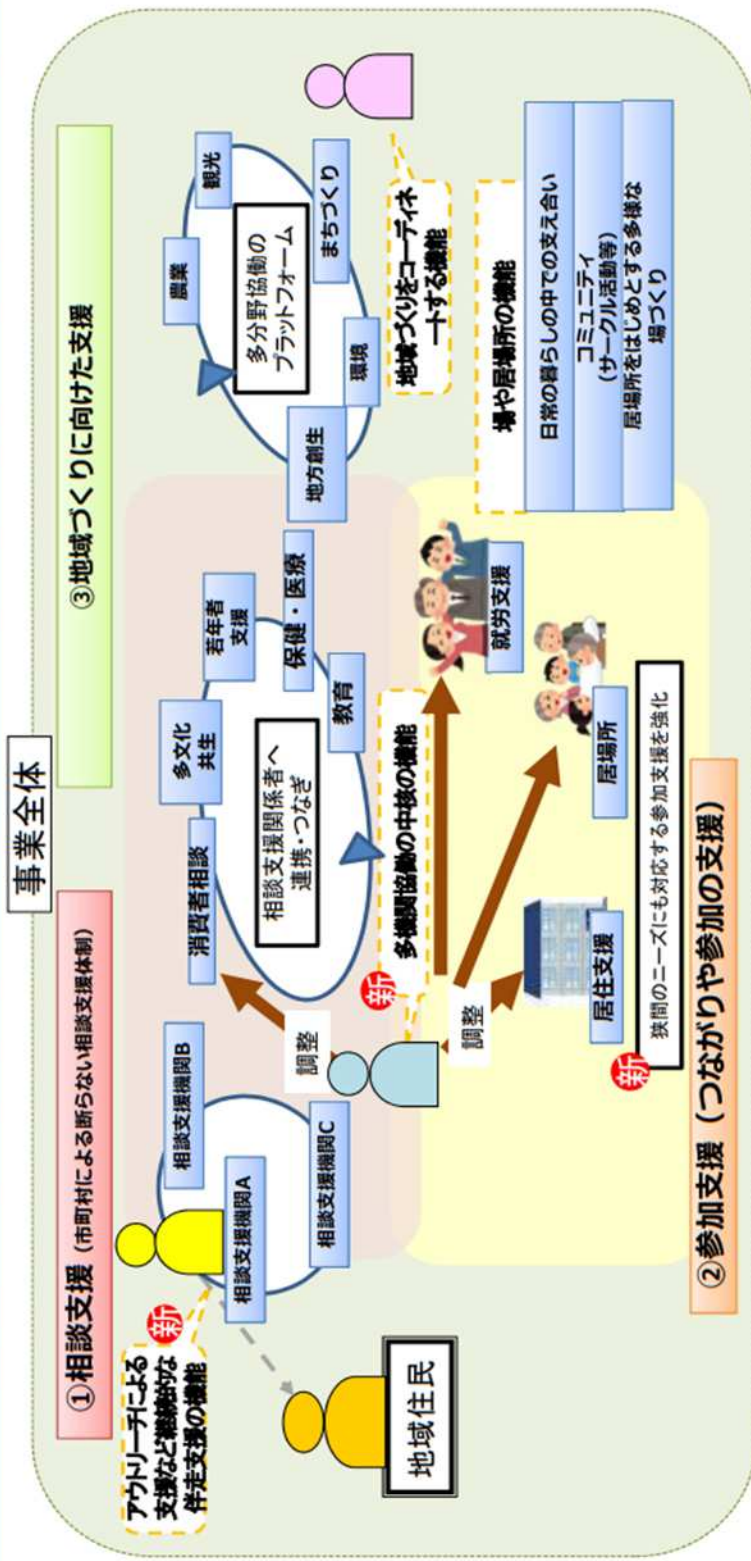
- ① 包括的相談支援事業
- ② 参加支援事業
- ③ 地域づくり事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

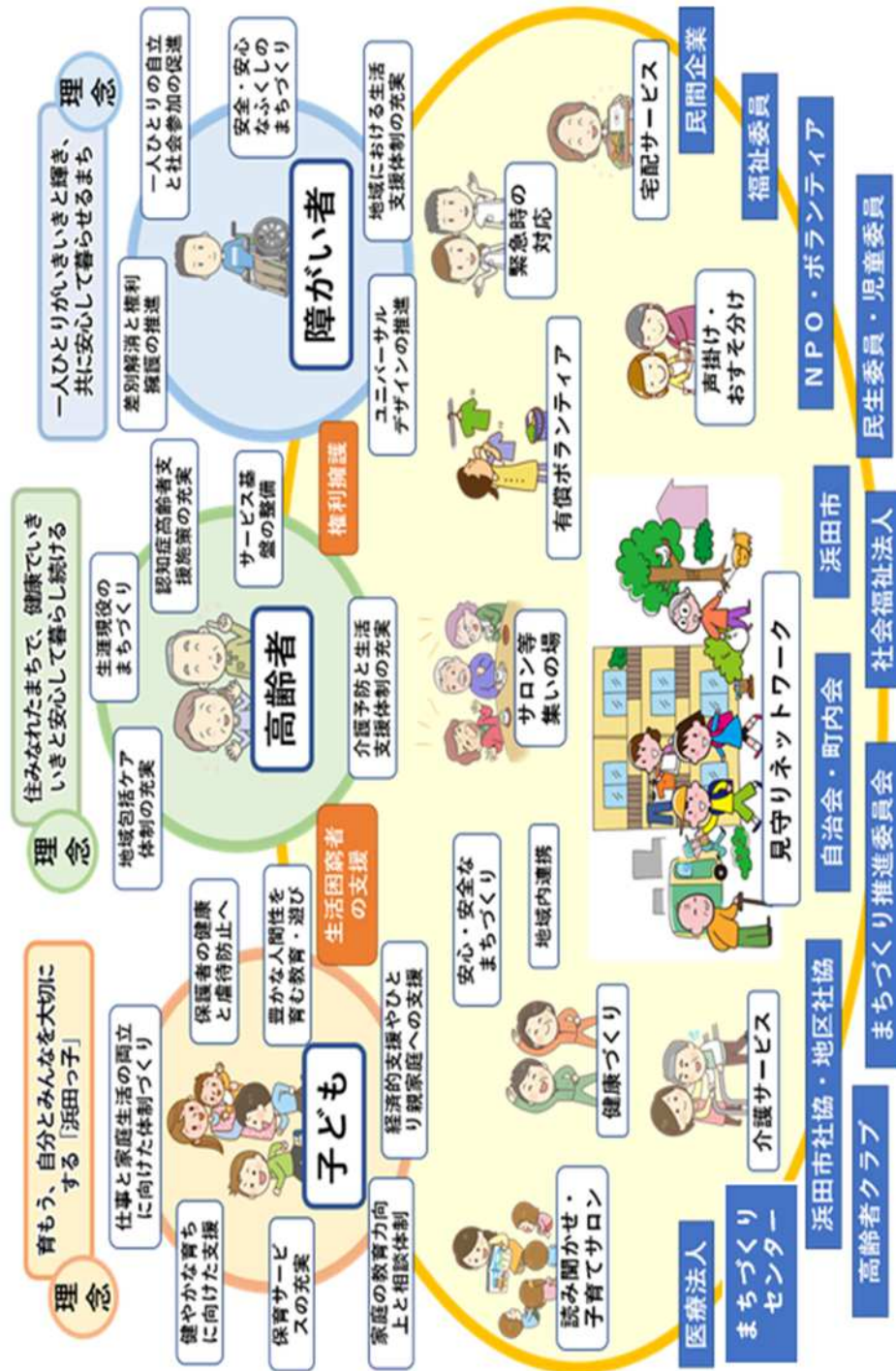
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - ー 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須 ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づき任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



◎ 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりイメージ

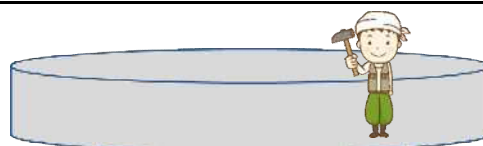


行政の各分野計画では、それぞれの理念に基づき推進項目を掲げて行政サービスを推進し、また、それぞれの計画には地域住民のたすけあい活動を推進し、地域においてはそれを一体的に（丸ごと）進めていくことが求められており、そこに本計画の役割があります。また、それぞれの分野にまたがる複合的な課題への支援調整役としての役割を担うものとして生活困窮者自立支援事業や権利擁護事業また高齢者相談支援センター事業といった取り組みがあり、これについても地域と連携した支援が必要です。

第3章 安心して暮らせる「我が家」のような地域づくり計画書

1. 計画項目一覧表

① しっかりとした土台と基礎をつくる



重点目標1 支え合いの地域づくりの推進

活動目標1 地域で「支え合いのまちづくり」を進める

活動項目1 「集いの場所」を広げ、充実する

活動項目2 お互い様の「支え合い活動」を広げ、充実する

活動項目3 ゆるやかな「見守りネットワーク」活動を広げる 【図1・2参照】

活動目標2 「他人事」を「我が事」にするための福祉教育を進める

活動項目4 児童・生徒の福祉教育の取り組みを充実する【図3参照】

活動項目5 大人の福祉の学び合い活動（大人の福祉教育）を進める

② 誰もが歓迎される玄関をつくる

重点目標2 支援が必要な人を発見する相談機能の充実

③ 気軽に立ち寄れる縁側をつくる

重点目標3 「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくる



活動目標3 総合的・包括的な相談・支援体制に向けて 【図4参照】

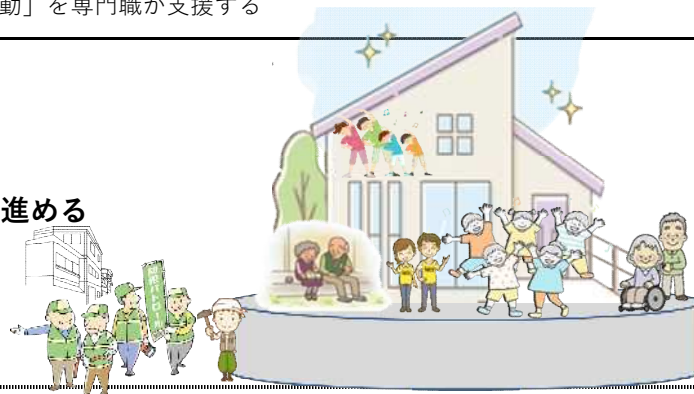
活動項目6 「地域の活動」と「制度上のサービス」が同じテーブルで連携する

活動項目7 身近な相談員としての民生児童委員、福祉委員活動を支援する

活動項目8 「地域の活動」を専門職が支援する

④ みんなが集う居間をつくる

重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める



活動目標4 浜田市ボランティアセンター機能を強化する

活動項目9 ボランティア団体がつながる仕組みづくりを進める

活動項目10 世代を超えたボランティア活動の広がりを目指す

活動項目11 ボランティア活動コーディネート機能を強化する

活動項目12 ボランティア活動の見える化を進める

活動項目13 災害ボランティア活動体制整備を進める

活動目標5 地区社会福祉協議会の役割の再構築

活動項目14 地域の福祉推進団体としての役割の再構築

活動目標6 社会福祉法人連携による公益的な活動の推進

活動項目15 社会福祉法人連携による公益的な活動の推進

⑤安心して暮らせる大きな「屋根」をかける

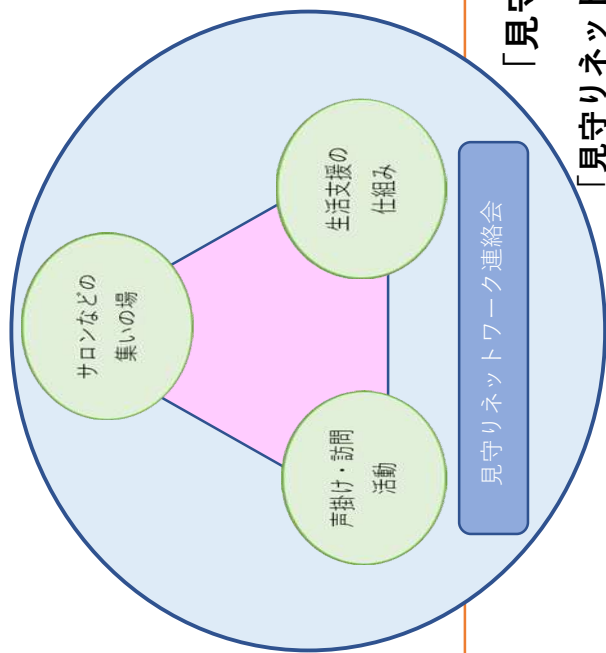
重点目標5 点と点をつないで面の活動にする
仕組みづくり



活動目標7 重層的な相談支援の体制、仕組みをつくる 【図5-1・2参照】

活動項目16 1層（全市）から3層（小地域）までの役割を明確にし、その連携の仕組みをつくる

『見守りネットワークのイメージ』 図1



「見守りネットワーク」の目的

隣近所の見守りやお互いお助け、声掛け訪問など、地域で暮らす住民同士のおたがいがいさまの取り組みを大切にしていきたいことが、「ささえあいの地域づくり」をすすめる大切な土台になると考えています。

その取り組みを「我が地区では、サロンもあるし、なんとなくできているかなあ」で終わらせるのではなく、ゆるやかでも「見守りネットワーク」として形をつくることで、それぞれ点の活動を面の活動に広げ、今は見えてこない住民の「困った」「誰にも言えない」ことや、高齢者や障がい者福祉でよくできることができない住民の問題発見とその支援につなげていくことができます。

「見守りネットワーク」のポイント

「見守りネットワーク」だからこそ生きてくる5つの機能

- ①早期発見 ②居場所 ③相談 ④つなぎ ⑤生活支援

* 見守りネットワークを進める上での情報は、公的機関や民生児童委員のリストを使用するのではなく、「あの人」が心配だという、住民の気づきから始まる見守りを大切にします。

* 「重度、軽度」といった専門家のような、「ものさし」ではなく、「気になる人」を見守るという考え方を大切にします。

* 高齢者への見守りはイメージしやすいですが、障がい者や引きこもりの人の見守りはイメージしにくいものです。一方で高齢者のことは「ケアマネさんがいるから安心」とか「ヘルパーさんがくるから安心」という気持ちにもなりやすく、かえって孤立している場合もあります。

* 見守りを「できる時に、したい人がする」のではなく、社会性（地域全体で取り組む活動として多くの人が理解し、認知されていること）、公益性（住民の福祉に必要な取り組みであること）、継続性のある仕組みにしていきたいことが必要です。

* そのため、こうであるべきと、形を決めて押し付けるような働きかけでなく、どのようなエリアを単位とした見守りネットワークを形成し、どのようなことに取り組むか、地域の中で検討し活動を形づくります。

* まずは、「地区社協」、「民生児童委員」、「自治会・町内会もしくは、まちづくり推進委員会」、エリアによっては「まちづくりセンター」を含め共通理解の基にすすめます。

支援、応援を求める組織等 (例)

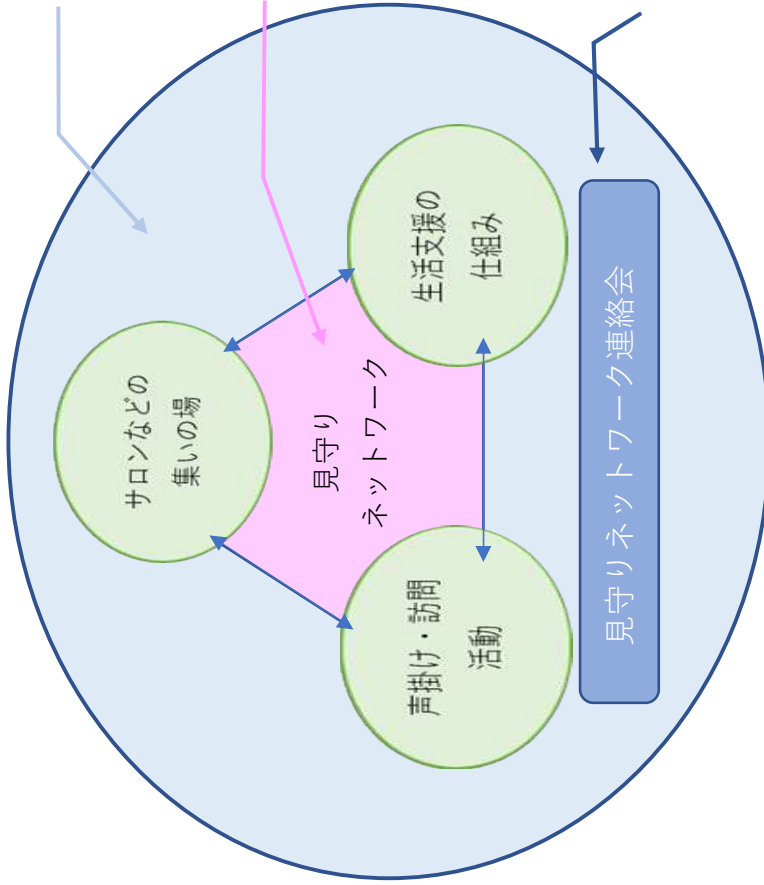
* 郵便局 * J A * 生協 * 商店 * 介護サービス事業所 * 電気・ガス関連業者等

地域の中で主体となる組織・団体 (例)

自治会・町内会・まちづくり推進委員会・民生児童委員・福祉委員・まちづくりセンター・高齢者クラブ・保健委員・すこやか委員・高齢者サロン・エリア内の介護サービス事業所・ボランティア・地域安全委員・消防団等

「見守りネットワーク連絡会」

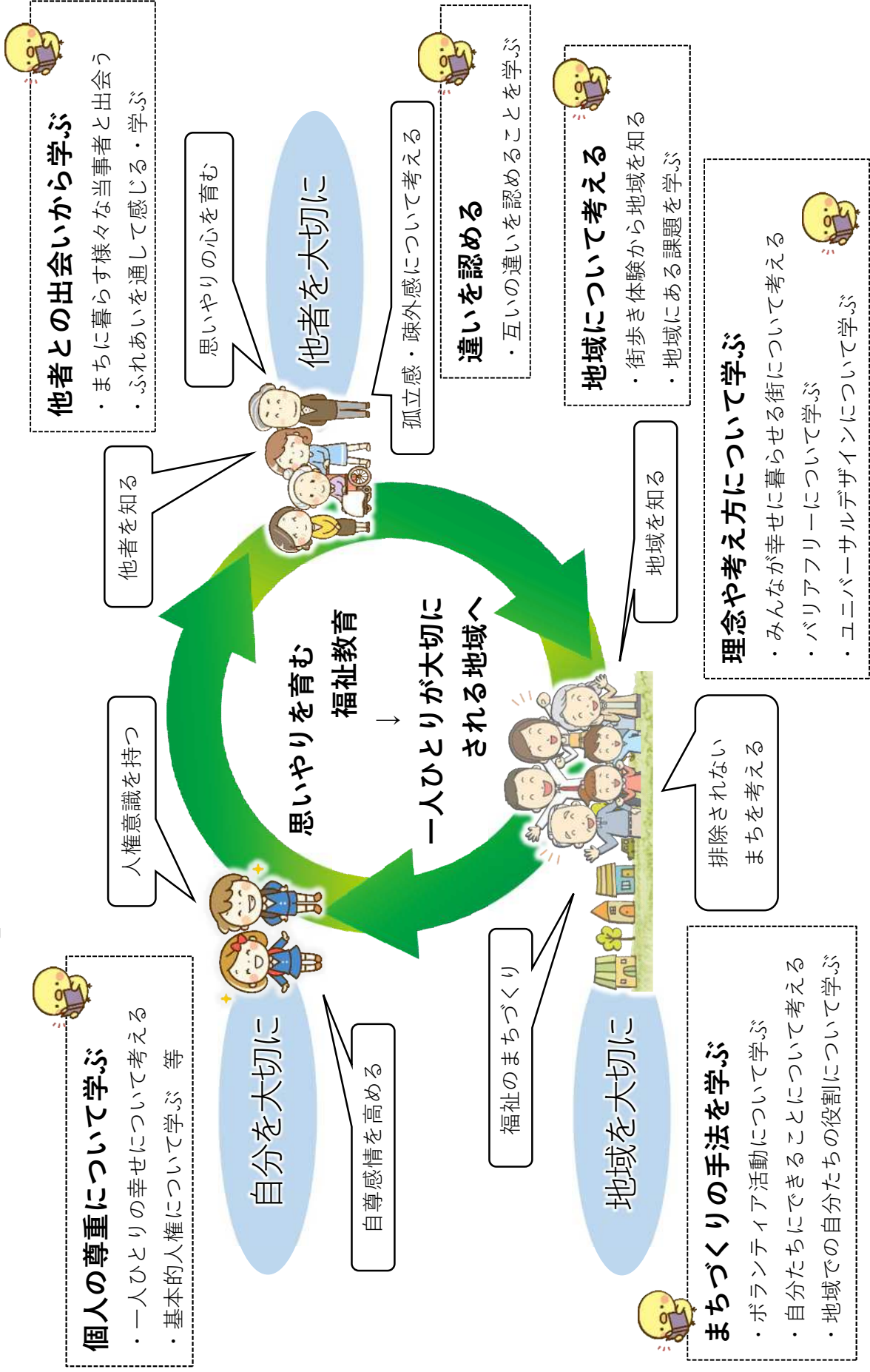
地域内で主体となる組織・団体の中でも、**民生児童委員、福祉委員を中心とした見守りネットワーク連絡会**を開催することが肝心です。これに、**専門機関が参加**することで、**地域の中だけで解決できない課題の発見 (相談窓口)**、**つなぎ、そして支援へのつながり**が生まれます。



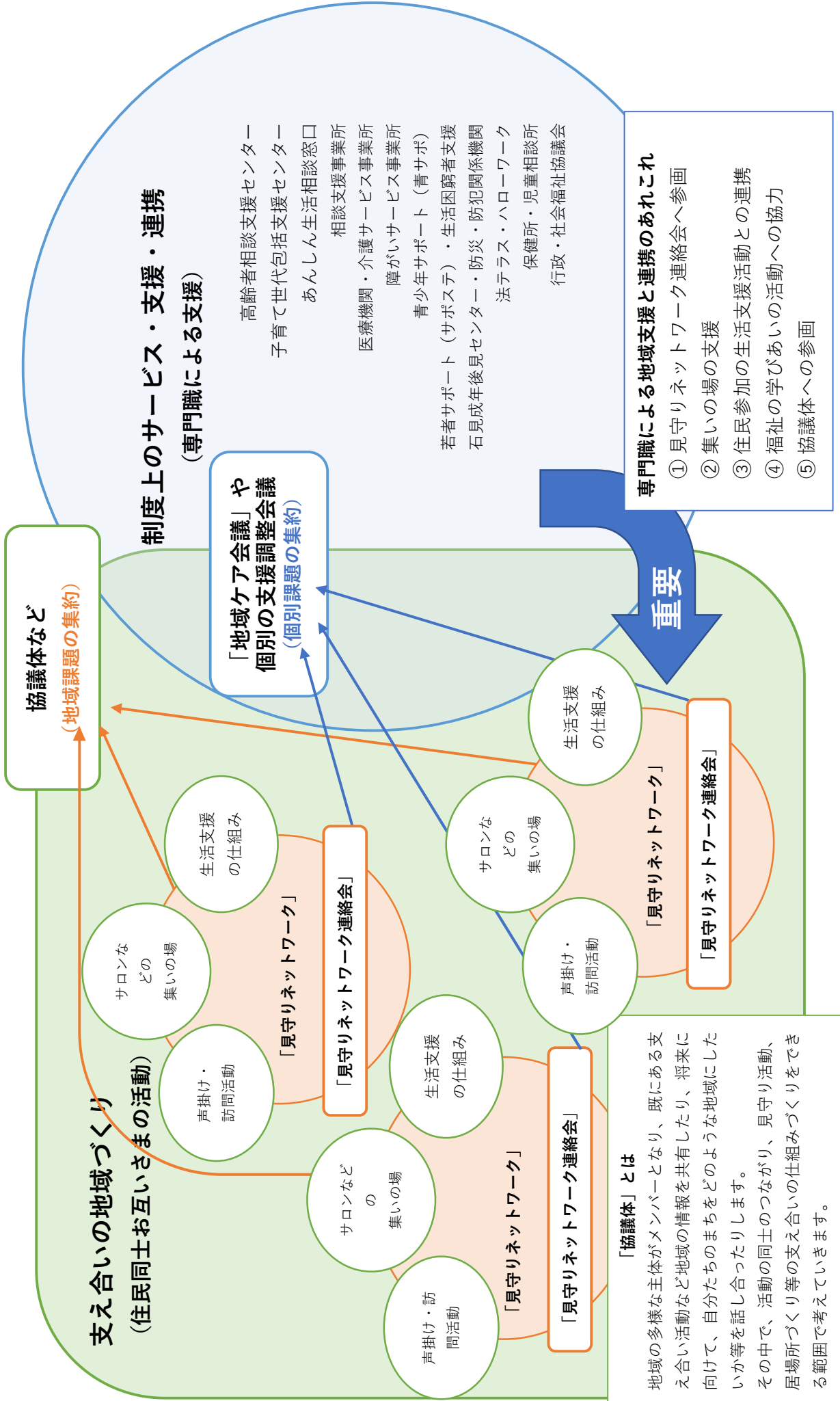
◎ネットワークを構成するエリア (例)

浜田	石見	長浜	周布	大森	国府	美川	金城	旭	弥栄	三隅
外ノ浦・松原	生湯	熱田	全域	全域	上府	全域	久佐	今市	安城	岡見
殿町	長沢	長浜			国分	今福	今福	木田	杵束	三保
田町	浅井				久代	美又	美又	和田		白砂
えびす新町	黒川				下府	雲城	雲城	都川		三隅
片庭	三階地区				宇野・下府福・大金	波佐	波佐	市木		黒沢
その他	高佐					小国	小国			井野
	後野									
	佐野・宇津井									

「福祉教育」における学習のポイントと学びの要素 図3



『総合的・包括的な相談支援体制（住民活動と専門職支援のつながり）全体像イメージ』 図4



協議体など
(地域課題の集約)

支え合いの地域づくり
(住民同士お互いさまの活動)

声掛け・訪問活動

サロンなど
集いの場

生活支援
の仕組み

「見守りネットワーク」

「見守りネットワーク」

「見守りネットワーク」

声掛け・訪問活動

サロンなど
集いの場

生活支援
の仕組み

「見守りネットワーク」

「見守りネットワーク」

「見守りネットワーク」

声掛け・訪問活動

生活支援
の仕組み

サロンなど
集いの場

「見守りネットワーク」

「見守りネットワーク」

協議体など
(地域課題の集約)

制度上のサービス・支援・連携
(専門職による支援)

「地域ケア会議」や
個別の支援調整会議
(個別課題の集約)

- 高齢者相談支援センター
- 子育て世代包括支援センター
- あんしん生活相談窓口
- 相談支援事業所
- 医療機関・介護サービス事業所
- 障がいサービス事業所
- 青少年サポート (青サポ)
- 若者サポート (サポステ) ・生活困窮者支援
- 石見成年後見センター・防災・防犯関係機関
- 法テラス・ハローワーク
- 保健所・児童相談所
- 行政・社会福祉協議会

専門職による地域支援と連携のあれこれ

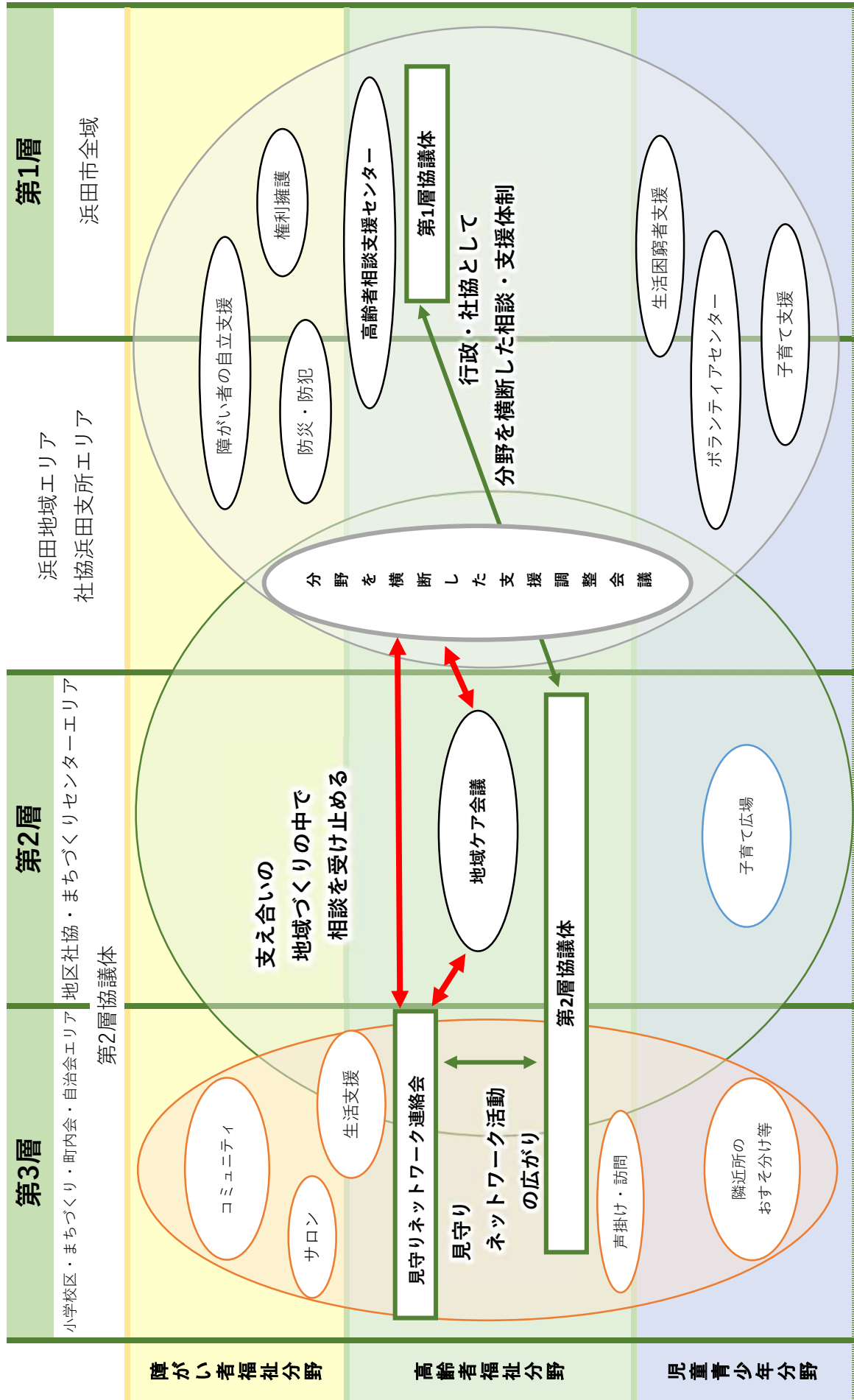
- ① 見守りネットワーク連絡会へ参画
- ② 集いの場の支援
- ③ 住民参加の生活支援活動との連携
- ④ 福祉の学びあいの活動への協力
- ⑤ 協議体への参画

重要

「協議体」とは

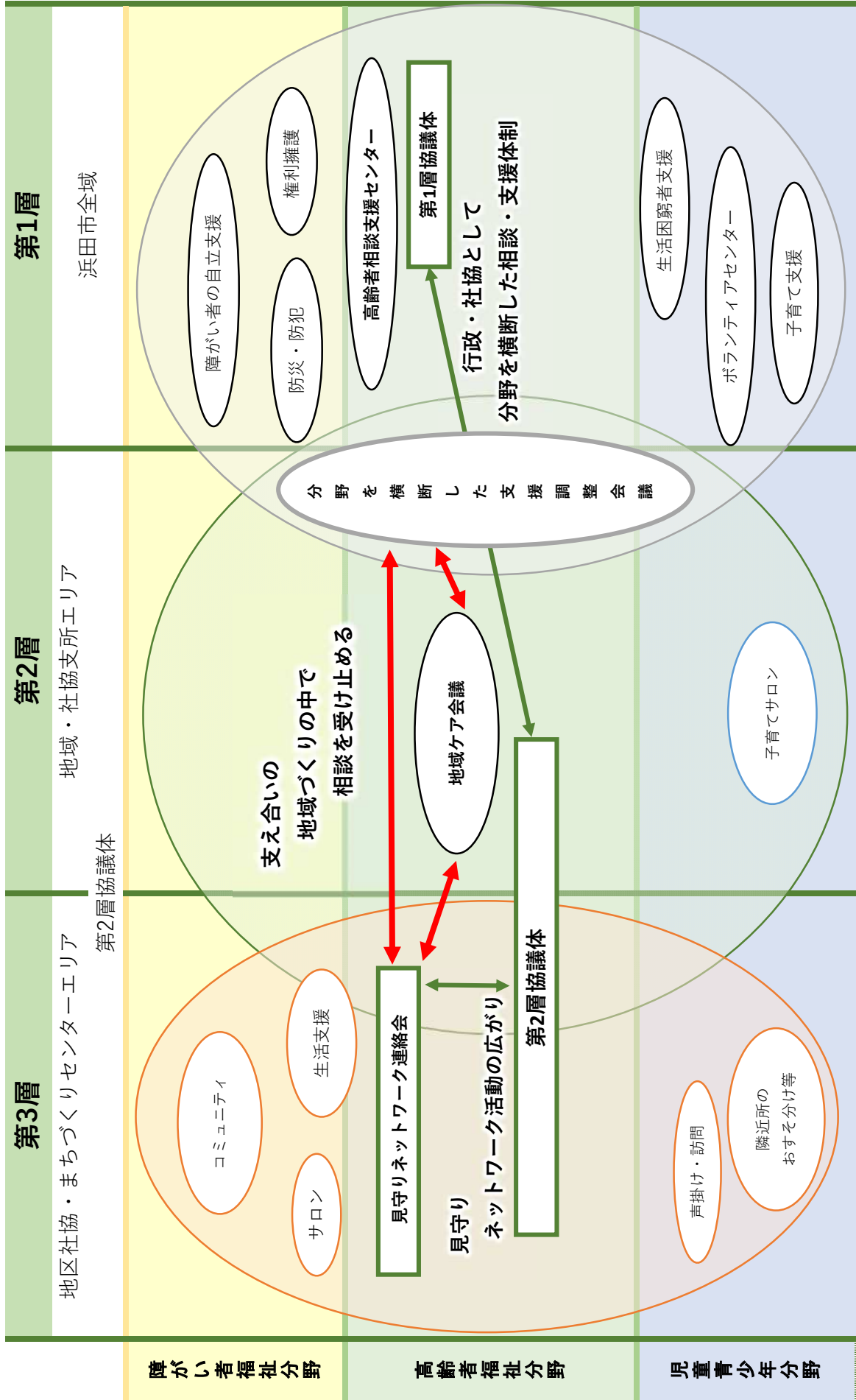
地域の多様な主体がメンバーとなり、既にある支え合い活動など地域の情報を共有したり、将来に向けて、自分たちのまちをどのような地域にしたいか等を話し合ったりします。その中で、活動の同士のつながり、見守り活動、居場所づくり等の支え合いの仕組みづくりをできる範囲で考えていきます。

『重層的な相談支援体制・仕組みのイメージ <浜田地域>』 図5-1



生活困窮者等複合的な分野・制度の狭間の問題

『重層的な相談支援体制・仕組みのイメージ <金城・旭・弥栄・三隅地域>』 図5-2



生活困窮者等複合的な分野・制度の狭間の問題

2. 計画の内容

▶重点目標1 支え合いの地域づくりの推進

活動目標1 地域で「支え合いのまちづくり」を進める

- ◎本計画における福祉ビジョンの根幹となる取り組みとなるのは、この「支え合いのまちづくり」を進めることにあります。
- ◎この取り組みを進める機運を高め、行政や社協、専門職はそれを支援し連携することで課題の早期発見、早期支援につながっていくことができます。
- ◎生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターが把握した課題を地域住民やまちづくりセンター等と共有、また、多機関・多分野との連携も進めながら、次のステップへとつなげていく必要があります。

活動項目1 「集いの場所」を広げ、充実する

- ◎「集いの場所」とは、閉じこもりを 방지、生きがい、社会参加、楽しみ、介護予防、交流といった要素を含む場所の総称で、「高齢者サロン」のほかに健康教室、趣味の会、たまり場など、基本的に地域の方々と交流ができる場所であれば「集いの形」にこだわるものではありません。ただし、特にサロン運営に関してはリーダーの存在と支援が必要です。サロン交流会リーダー研修会の開催、出前講座など多機関と連携し多様な支援メニューを提供していきます。
- ◎近年では、手作りパンチを置いたり、家庭の不用品を軒先に並べてみたりといつでも気軽に立ち寄れる場所を地域につくった取り組みも行われています。またコロナ禍の中、密をさけるため、畑での活動やラジオ体操等外での活動も行われています。
- ◎集いの場所の空白地域が解消されるよう、地域に働きかけ、立ち上げを支援します。
- ◎集いの場では、単にその場所が過ぎることにとどまらず、プラスαの取り組み（専門職の支援を受けたり、見守りや声掛け、生活支援の場所や活動につながっていくなど）が行われるよう働きかけます。
- ◎集いの場所の立ち上げや運営に多様な支援（企業やサービス事業所、専門職の支援）が得られるようコーディネートします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①集いの場所の発掘と立ち上げを支援する。	9か所	9か所	9か所	8か所	8か所
②サロン活動の継続に向け運営（財源・情報提供等）を支援する	継続				
③集いの場所に多様な支援が得られるようコーディネートする	支援への働きかけ	支援の充実			

▶重点目標1 支え合いの地域づくりの推進

活動項目2 お互い様の「支え合い活動」を広げ、充実する		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎お互い様の「支え合い活動」として生活支援の仕組みづくりを進めることが必要です。ご近所のおすそ分けから、有償ボランティア組織として草刈をしたり、大掃除の手伝いをしたり、障子の張り替えをするような活動まで幅広いのですが、集いの場所と同様に形にこだわらなくても大丈夫です。現在は生活支援サービス団体や登録者を増やすことに協力することでも大丈夫です。必要に応じて団体間の連携や専門職との連携、他の住民組織との連携など高齢者の社会参加と生きがいづくりの視点からも様々な取り組みが考えられます。</p> <p>◎企業、法人、組合、個人商店による生活支援の取り組み、たとえば移動販売や電気の点検、雨どいの点検などの取り組みが進むよう働きかけます。</p>						
①生活支援としての支え合い活動の仕組みづくりを進める	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
②支え合い活動を行う団体を支援する	団体間・専門職との	つなぎ				
③企業等における生活支援の取り組みが進むよう働きかける	支援への働きかけ 支援の充実					
活動項目3 ゆるやかな「見守りネットワーク」活動を広げる【図1・2参照】		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎見守りネットワークについて「我が地区では、サロンもあるし、サロンもなくできているかなあ」で終わらせるのではなく、「見守りネットワーク」として形をつくることで、それぞれ点の活動を面の活動に広げ、今は見えてこない住民の「困った」「誰にも言えない」ことや、高齢者や障がい者福祉でくることができない住民の複合的な問題発見とその支援につなげていくことができます。</p> <p>◎見守りネットワークがその存在意義を果たすためには、民生児童委員を中心とし、福祉委員、町内会、自治会等関係者間の連携を進めるための「見守りネットワーク連絡会」の開催が必要です。</p> <p>◎地域内の住民や高齢者クラブ等の住民組織だけで進めるのではなく、行政ですでに組織されている認知症SOSネットワークや見守り協定が締結されている郵便局等の団体、機関等との連携や支援を受けることが必要です。</p> <p>◎この取り組みを進めていくためには、地区社協と民生児童委員協議会、町内会・自治会、まちづくり推進委員会等との共通理解と合意形成が必要です。</p>						
①地域に応じた「見守りネットワーク」の仕組みをつくる	合意形成と準備	組織化11か所	組織化4か所	組織化4か所	組織化4か所	組織化4か所
②見守りネットワークへ参画する機関・団体との連携を進める	働きかけと参画					
③「見守りネットワーク連絡会」の開催	各年1回開催					

▶重点目標1 支え合いの地域づくりの推進

活動目標2 「他人事」を「我が事」にするための福祉教育を進める

◎福祉教育とは、全ての地域住民が福祉活動や話し合いを通して「共に生きる力」を育み、主体的に福祉のまちづくりに参加するための取り組みです。社会にある様々な不条理や差別、偏見、孤立をなくし、多様性を認め合い、支え合いながら自分らしく地域で暮らすことを実現することを推進する上で基盤であると考えます。

◎児童生徒に対する福祉教育プログラムとしては、日常的活動として取り組み始めるように実践してきましたが、今日的な複合化した課題解決とこれからの取り組みを進めていくためには、大人の福祉学習も大切です。

活動項目4 児童・生徒の福祉教育の取り組みを充実する【図3参照】

◎福祉教育として幼少期から例えば車いすの操作や手話の学習などの福祉学習を受けることや、地域のサロンや高齢者施設の訪問など様々な福祉体験をすることは、児童生徒の思いやりの心を育むことや命を大切にすることを理解する上で大切な取り組みです。学校任せにするのではなく、関係者が積極的に福祉教育を支援するプログラムを理論的に構築して計画的に実施していただくことが求められます。

①福祉教育推進方針の策定	策定				
②学校等における福祉教育支援プログラムの企画と活用を進める	プログラム企画 活用	年1回	年2回	年2回	年3回
③福祉教育副読本の継続活用と見直し	継続活用		見直し	新規活用	

活動項目5 大人の福祉の学び合い活動（大人の福祉教育）を進める

◎地域行事やボランティア活動への参加者は固定化され減少傾向にあります。これからの地域福祉ビジョンを進めていくためには一人ひとりが大切にされる地域にしようという気持ちの育みや、できることはやってみようという機運の高まりが必要であり、住民一人ひとりのご理解とご協力なくしては成し得ません。そのためにも大人の福祉の学び合い活動が必要です。

◎地区社協、まちづくりセンター、ボランティアセンターの行事等において学習の機会を作っていくことのほか、自治会、町内会でも「福祉座談会」や「ぶくし出前講座」等を活用していただき、学びの場が提供できるよう努めます。

①地区社協、まちづくりセンター、ボランティアセンター事業等と連携して福祉講座等の啓発事業を進める	福祉講座等の開催				
②「福祉座談会」や「ぶくし出前講座」を通じて、身近な支えあい活動啓発を進める	座談会・出前講座活用				

▶重点目標2 支援が必要な人を発見する相談機能の充実

▶重点目標3 「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくる

活動目標3 総合的・包括的な相談・支援体制に向けて 【図4参照】

- ◎地域共生社会の実現に向けて、分野にとらわれない包括的な相談体制、支援体制の構築を地域と行政や専門職と一緒に作っていくことが求められています。
- ◎また課題整理の項目でも記載したように、地域には生活困窮、引きこもり、8050問題、高齢者と障がい者が暮らす世帯で生じやすい生活課題、ネグレクトなど大きな問題となって表面化するケースや、ヤングケアラーのように、他の課題に埋もれて表面化しにくいケースもあるのが現状です。
- ◎そのためにも、地域内の連携を形づくり、そこに行政や専門職が関わり、支援することで包括的な相談・支援体制（発見→つなぎ→支援）の構築を目指していかなければなりません

活動項目6 「地域の活動」と「制度上のサービス」が同じテーブルで連携する（発見→つなぎ→支援）

- ◎活動項目3に記載した見守りネットワーク活動を広げる取り組みにおける「見守りネットワーク連絡会」は民生児童委員を中心とした見守り支援者の連携に重きをおいており、そこに専門職が参画することが大切です。
- ◎行政において開催される介護保険制度に位置付けられた「地域ケア会議（個別事例について専門職や地域の支援者が連携して支援策を検討する会議）」に杜協や地域組織、民生児童委員が参画することで、個別事例から地域課題の発見→支援策を検討することにつながります。
- ◎また、協議体については、地域住民をはじめとするまちづくり活動団体や同一エリア内のサービスマネージャー等が参画している組織に介入していくことで、地域課題を共有し連携して解決に向け検討していく役割があります。
- ◎これらの取り組みを遂行していくためには行政、杜協を中心として関係者間の共通認識と合意形成が必要です。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①見守りネットワーク連絡会に専門職が参画し、市民の困ったを逃さない					
②各地域において地域と専門職との地域課題、生活課題の共有を進める					
③地域ケア会議に杜協や民生児童委員が参画して個別のケース検討を通じて地域に必要な支援を見出す					

▶重点目標2 支援が必要な人を発見する相談機能の充実

▶重点目標3 「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくる

活動項目7 身近な相談員としての民生児童委員、福祉委員活動を支援する	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎民生児童委員の活動強化方策として①地域のつながり、地域の力を高める活動の推進②さまざまな課題を抱えた人々を支える活動の推進が挙げられています。これらを進めていくためには地域において自治会、町内会との連携はもちろんですが、福祉委員との連携が大切です。</p> <p>◎福祉委員は社協が委嘱している地域活動推進員としての位置づけがあり、民生児童委員との情報共有、連携の役割があります。</p> <p>◎また民生児童委員は行政サービスや専門職と地域をつなぐ役割があり、そのためにも日頃から顔が見える関係づくりが大切です。</p>					
<p>①民生児童委員・福祉委員連絡会の充実</p> <p>継続実施</p>					
<p>②地区民生児童委員協議会と専門職との連絡会を開催する</p> <p>適宜開催</p>					
<p>活動項目8 「地域の活動」を専門職が支援する</p> <p>令和5年度</p>					
<p>◎前述したとおり地域ではサロン活動等の集いの場所や、生活支援の取り組みを広げようとしています。そこには住民の皆さんの強い思いがあって実施されていますが、一人のリーダーシップで運営しているところや、活動が停滞している取り組みもあります。専門職が様々な支援策を検討し地域の活動を支えることが必要です。</p> <p>◎地域の生活支援の取り組みと介護サービスや障がい福祉サービスなどの連携が図られるよう協議体等を通じエリア内連携を進めます。</p> <p>◎災害時要援護者支援など目的に応じた連携体制を構築する。</p>					
<p>①地域の生活支援サービスと専門職支援の活動連携を進める</p> <p>継続支援</p>					
<p>②専門職による地域支援メニューの検討と支援の実施</p> <p>継続支援</p>					

▶重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

活動目標4 浜田市ボランティアセンター機能を強化する

- ◎地域福祉は市民一人ひとりの参加参加が求められますが、その入り口としてボランティアとして参加してもらったことが有効です。しかし、参加のためのきっかけがないなどの理由から行事等にも参加しにくい状況があります。
- ◎ボランティア活動の推進は地域への関心を喚起し、つながりづくりに向けて大いに効果が期待されますが、介護サービスや障がい福祉サービスの利用者からボランティア対応が求められるケースがあっても、十分にそれに応えることができていません。
- ◎本会の地域福祉ビジョンを実現していくためには、分野を超えて多様な人、組織等の連携が求められ、ボランティアセンター機能を強化していくことが欠かせない取り組みとなります。
- ◎浜田市ボランティアセンターでは平成27年度に3か年計画で「浜田市ボランティアセンター活動推進計画」を策定、これに基づいて活動事業を推進してきましたが、「ボランティアセンター事業の強化については、地域福祉活動計画の活動目標においてもかかせないものであることから、平成30年度から本計画に「ボランティア活動推進計画」を内包しています。

活動項目9 ボランティア団体がつながる仕組みづくりを進める
(高めあえる関係づくり)

- ◎現在ボランティア活動を行う市民団体、NPOは多数存在し、毎年ボランティア活動保険の加入には多くの団体が手続きをされます。しかし、本会ボランティアセンターへの登録状況は極めて低調であり、ボランティア団体同士の連携も成されているとはいえず、地域において面の活動ではなく点の活動となっており、本会の取り組みに課題があります。
- ◎今後市内のボランティア団体等のボランティアセンターへの登録増をめざし、さらにボランティア団体ネットワーク化を進めます。

①全体、分野別、地域別など検討し、ボランティア団体のネットワーク化を進める	登録の推進	団体分類 (分野・地域)	ネットワーク化	連總會 開催
				地域設定
②地域課題やテーマを設定して活動の促進を図る取組を検討する				

▶重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

活動項目10 世代を超えたボランティア活動の広がりを目指す (ボランティア人口を増やす)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎ボランティア活動への参加は年齢や障がいの有無を問いません。ボランティアをしたい人、ボランティアを探している人、ボランティアとしての仲間を求め人、そんな人と人をつないでいけるようボランティア登録者増を目指します。</p> <p>◎ボランティアグループのネットワーク化を進めることでこれまでできていなかった各団体の実態把握が可能になり、ボランティア募集の目的・テーマを今以上に多様なメニューを提示できることが可能になります。</p> <p>◎例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども…学校だけでなく、スポーツクラブや音楽教室などに働きかける 高校生…部活動の一環として地域イベントに参加するなど 大学生…地域連携室との連携のほかサークル活動への呼びかけも 就労者…企業ボランティアによる地域貢献の推進を図る 障がい者…相談支援事業所等と連携して、障がい者の社会活動の一環として関わるような連携の持ち方を検討 					
①子ども、学生、就労者、高齢者、障がい者、誰でも参加できる仕組みづくり	各年齢層への働きかけ	V登録拡充			
活動項目11 ボランティア活動コーディネーター機能を強化する	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎現在多くのボランティア募集情報が寄せられている状況ではありません。またボランティア募集の要請があっても限られた登録者に依頼することとなり、コーディネーター機能を十分に果たせているとは言えません。</p> <p>◎有償ボランティアの要請に対しても限られた方に依頼しており、ボランティア登録していることを負担に感じられることを懸念している状況があります。</p> <p>◎ボランティアの登録も募集もお互いさまで、お互いに支援し合う仕組みの検討も活動の活性化につながると考えます。</p> <p>◎これから進める地域と専門職との連携の中で地域課題や生活課題に対応するボランティア活動の企画・開発を進めます。</p> <p>◎また企業ボランティアの支援が得られるよう、企業に対して働きかけを継続します。</p> <p>◎介護サービスや障がい福祉サービスとの連携が図られるようボランティア養成、登録に努め社会資源としてのボランティア充実を図ります。</p>	地域との企画連携	企業への働きかけ	地域での連携協議		
①地域課題や生活課題に対応するボランティア活動の企画・開発を進める					
②地域におけるイベントや交流事業へ企業等のボランティア支援が入る仕組みづくり					
③介護サービスや障がいサービスと地域のボランティア活動との連携を進める					



▶重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

活動項目12 ボランティア活動の見える化を進める		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎現在社協だよりへの記事掲載、ホームページ、facebookを活用した情報発信、ボランティア情報紙の発行によって周知している状況ですが、その情報が十分に市民に届いている状況ではありません。</p> <p>◎ホームページやブログは情報を見に来てもらわないと届きませんが、facebookやtwitterは情報を自動的に届けることができるため、さらに有効活用していく必要があります。</p> <p>◎PR動画を制作し講座等に使用すると、理解しやすく楽しい情報提供ができます。わかりやすい動画制作を積極的にを行います。</p>						
①facebookやtwitterなどのSNSを活用するなど若い世代に届く広報活動を展開する	学生ボラ活用 フォロー 数の拡大					
②ケーブルテレビや新聞を活用し、市民の目に届く広報活動を展開する	拡充 年6回以上					
③PR動画を製作するなど、わかりやすい媒体を作成し、市民向けの講演、講座等で周知する	取材・作成活 用			活用		
活動項目13 災害ボランティア活動体制整備を進める		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<p>◎災害時には、本会は災害ボランティアセンターを設置して災害ボランティアの活動をコーディネートする役割があります。過去の経験を踏まえ災害に備えた平常時の取り組みを進めます。</p> <p>◎災害ボランティアセンター設置時は通常では必要のない資機材が必要になります。いざというときスムーズにそうした資機材を調達できるよう平常時から連携を進めます。</p> <p>◎災害ボランティアセンターの運営には、ボランティアアセーターを運営するためのボランティア人材が不可欠です。平常時から運営ボランティアの要請と設置訓練を実施し備えます。</p> <p>◎災害時には情報伝達が重要です。民生児童委員やサービス事業所等関係者や関係機関とスムーズな連絡体制がとれるよう、平常時から連絡体制の整備と情報伝達訓練を実施します。</p>						
①災害ボランティアアセーター設置、運営時に必要な企業や他機関との連携を進める						
		マニュアル見直し				
		市との連携協定				
		関係企業との協議・協定				

▶重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

		連絡体制整備	情報伝達訓練の実施			
②災害ボランティアセンター設置、運営時の連絡体制の整備と情報伝達訓練を実施						
③災害ボランティアセンター設置、運営時に円滑に運営できるよう運営ボランティアの養成と設置訓練の実施	運営ボランティア養成	災害VCの設置 運営者支援者 訓練の実施	災害VCの設置 運営者支援者 訓練の実施	災害VCの設置 運営者支援者 訓練の実施		

活動目標5 地区社会福祉協議会の役割の再構築

◎地域の支え合い活動を進めている現在、地域においてはまちづくり推進委員会との連携が非常に重要になっています。そのまちづくり推進委員会においても福祉部会など組織されており、地域によって地区社協との連携ができていないところもあればそうでもないところもあります。地域の実状に応じ連携の在り方や組織の見直しも含めて検討していきます。

◎また、包括的な相談・支援体制の構築や見守りネットワーク連絡会を進めていく中、民生児童委員と福祉委員の連携は欠かせません。民生児童委員は地区社協組織構成員として協力関係がありますが、これまで以上に地区社会福祉協議会と民生児童委員協議会の団体としての連携を強化していきます。

活動項目14 地域の福祉推進団体としての役割の再構築

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
-------	-------	-------	-------	-------

◎協議体における協議内容を柔軟に受け入れ、地域の支え合いの取り組みに対して柔軟に対応していくことが求められます。

◎従来からの事業にとらわれず、まちづくり推進委員会や地区民生児童委員協議会との連携によって福祉ビジョンの実現に向けて社協とともに活動事業を展開していくことが必要です。

①まちづくり推進委員会との連携（地域の実状による）	地域内協議				
②地区民生児童委員協議会の連携を強化し、民生児童委員・福祉委員連絡会を開催し、見守りネットワーク連絡会の立ち上げにむけた協議を進める	連携強化	拡充			

▶重点目標4 様々な課題を我が事として、丸ごと取り組む地域づくりを進める

活動目標6 社会福祉法人連携による公益的な活動の推進

◎すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されています。

◎このことから、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動をおこなわなければなりません。

◎現在本会には生活困窮者自立支援事業や生活支援事業や生活支援体制整備事業また高齢者相談支援センター事業で収集している市民が生活上抱える課題について把握していますが、各法人においても分野を超えた相談窓口を設置・対応（つなぎ）することで、情報共有しながら、法人間で連携して取り組みを進めます。

活動項目15 社会福祉法人連携による公益的な活動の推進		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①社会福祉法人連絡会など、法人連携に向けた会議を開催する ②各法人において地域支援、生活支援の取り組みを検討・実施する ③法人連携による地域支援、生活支援の取り組みを検討・実施する	担当者会議 2回開催	継続				
	充実・検証					
		検討・実施				

▶重点目標5 点と点をつないで面の活動にする仕組みづくり

活動目標7 重層的な相談支援の体制、仕組みをつくる 【図5-1・2参照】

◎重点目標1から4までを進めていく上で大切なことは、それぞれの活動を結びつける仕組みがあるということです。

◎図5-1及び5-2については、浜田市全域レベルからの視点で見るとは、2層、3層で活動している人が自分たちが取り組んでいることを立ち止まって見渡したときに、この活動が何を目的として、何とつながっているのかがわかる道しるべとなるものです。

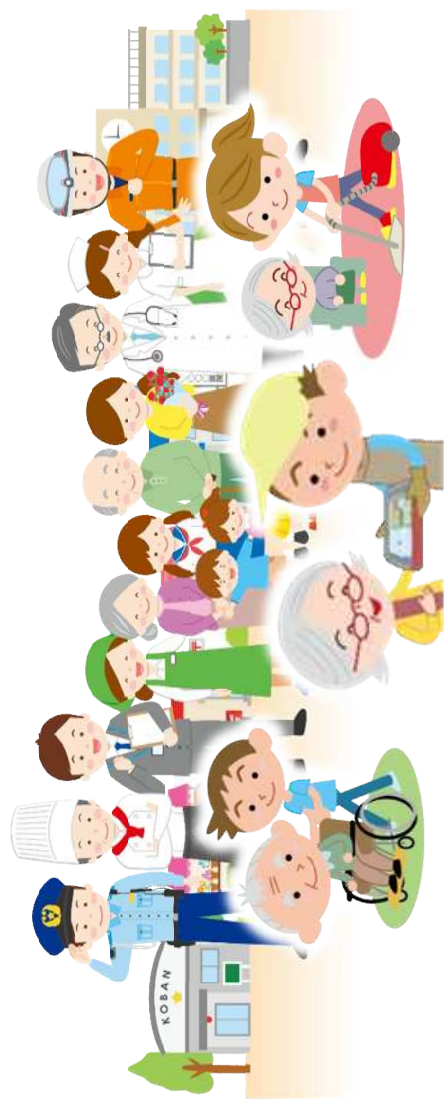
活動項目16 1層（全市）から3層（小地域）までの役割を明確にし、その連携の仕組みをつくる

①第3層において分野を超えた見守りネットワークをつくることを支援する

②第2層においてささえあいの地域づくりの中で相談を受け止め地域の中で支援の仕組みをつくることを支援する

③第1層において行政や社協、専門職として分野を横断し、第3層まで入っていく相談・支援体制をつくる

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域への働きかけ					
支援の仕組みづくり		継続			
		拡充			
		連携体制へ協議			
			支援開始		
				拡充	

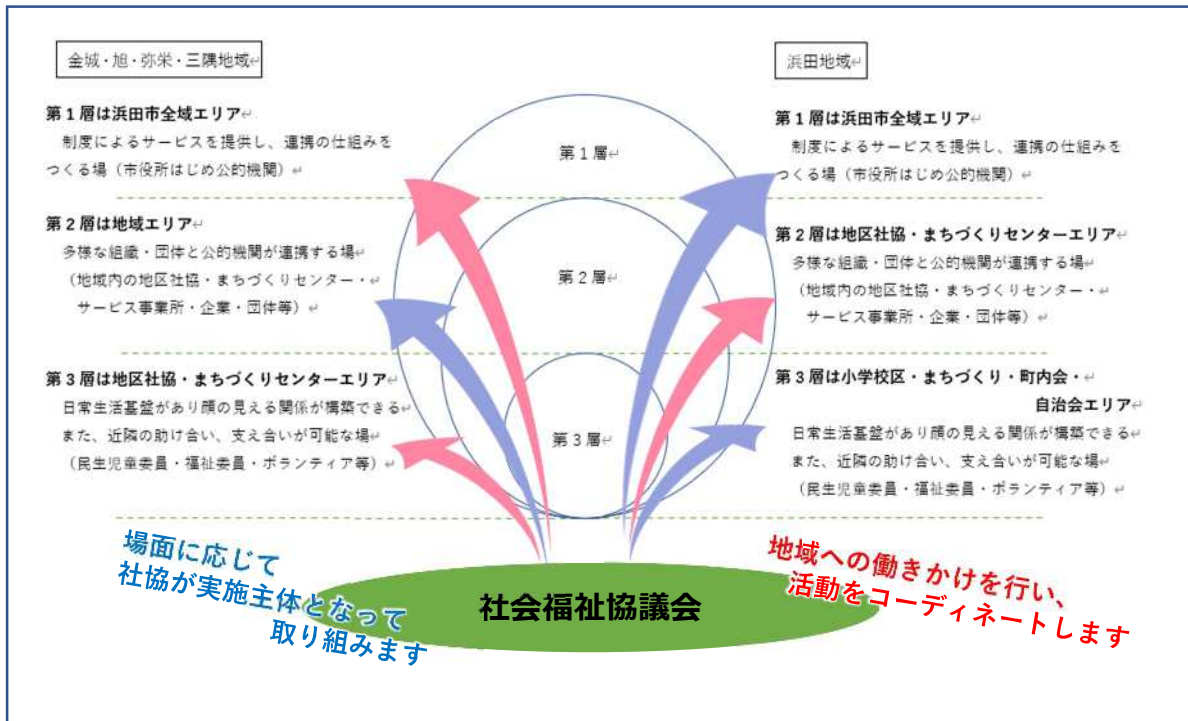


第4章 計画の推進体制

1. 社会福祉協議会の役割

◎各エリアの事業活動の推進と重層的な圏域間連携の推進に向けた社協の役割

本計画を実効性のあるものにするため、本会は各活動項目を年次計画に基づき進めます。本会が主体的に実行するものとしては、社協独自事業のボランティアセンター事業や地域共生社会の実現のため包括的な支援体制に向けた委託事業等が計画の実行に直結します。その他に下図の各層において地域が主体となって具体的な取り組み、また具体的な連携が進むよう働きかけを行ったり、コーディネートしていく役割があります。



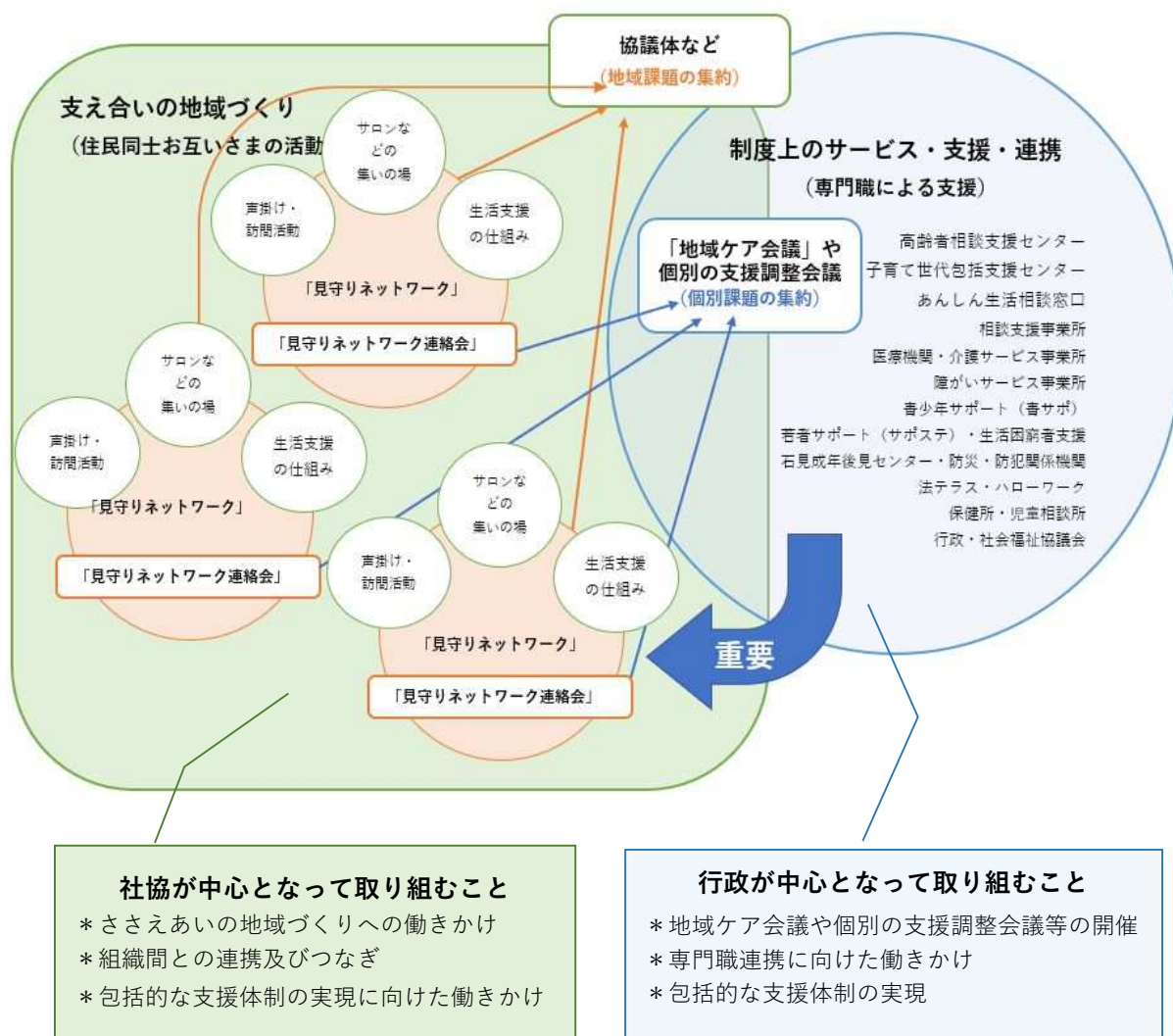
2. 行政の役割

前述したとおり第4次計画の内容は、法改正等により示された『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けた具体的な方向性を提案するものであり、これを実現するための分野を超えた連携は必須であり、本計画の活動項目はこの実現に向けた具体的な取り組みの第一歩となります。

本計画の内容を踏まえて、最終的に浜田市としてどのような地域共生社会の実現を目指して、どのような施策やサービスを創設していくのか、関係機関・団体等との協議を進めていく役割があります。

◎『総合的・包括的な相談支援体制』の構築に向けた行政と社協の役割

2018年の社会福祉法の改正の中で自治体は包括的な支援体制の整備に努めなければならないと規定されており、浜田市における体制整備についても行政を中心として関係機関、団体が連携して取り組まなければ実現するものではありません。本会としても、その実現に向けて場面に応じた取り組みを進める役割があります。本計画を実行していくための社協と行政の役割を次のように整理することができます。



3. 地域の役割

ささえあいの地域づくりを進める主役となるのは、住民自身または地域の多様な団体自身（地区社会福祉協議会・地区民生児童委員協議会・高齢者クラブ・まちづくり推進委員会・自治会・町内会・まちづくりセンター・ボランティアグループ他）です。本計画に記載のとおり、それぞれの団体等が主体的に取り組むこと、また連携、協力して取り組むことなどそれぞれ場面に応じた役割があります。

4. 計画の進捗管理

この計画を実施していくにあたり、注意深く振り返りながら進捗管理を行う必要があります。

このため、計画の期間は5年間ですが、この間に生じる新たな課題や社会状況の変化にも対応するため、本会では「地域福祉部会」において、計画の進捗状況などを報告しながら新たな課題などについても検討し、総合的に計画の進捗管理を行います。ただし、社会状況の変化により、必要に応じて見直すことも行政と検討します。

あわせて、市民の皆さんや多くの福祉関係者などにこの計画をご理解いただき、活動に参画する中で、ご意見やご要望をお聞きし、より望ましい「地域福祉活動計画」の実践のあり方を模索していきます。

1. わがまちで見つけた活動のヒント 39 ページ

●**支えあいの地域づくりへのヒント**

- ① 「常会がつなぐ集落内の絆『集落コミュニティ常会』
 - 三隅町 下芦谷集落
- ② 「畑が最高の介護予防!『畑に小屋があるだけで』
 - 美川地区 個人宅
- ③ 「地域への恩返しが人をつなぐ『昔の同僚といつまでも』
 - 金城町 さっちゃんふぁ〜む
- ④ 「なにげない習慣がいつしか…『次なる仕掛けは?』
 - 三隅町 湊浦地区

●**地域・社会資源を活用した活動のヒント**

- ① 「男性の役割もとっても大事『大学生と一緒に』
 - 金城町 はればれ会
- ② 「サロン発信! 世代を超えた地域のつながり『寄贈の和紙の有効活用』
 - 旭町 まるやの日

●**大人から子どもへ見守り・つながりの大切さを伝える活動のヒント**

- ① 「企業と公的機関や子どもが一緒に取り組む福祉のまちづくり
 - 三隅ガスセンター×三隅駐在所×三隅小学校児童クラブ

●**「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点をつくるヒント**

- ① 「花笠」を「草刈機」に持ち替えて
 - 弥栄町 みつばくらぶ

2. 審議の経過 47 ページ

3. 策定委員名簿 48 ページ

● 支え合いの地域づくりへのヒント ①



「常会がつなぐ集落内の絆『集落コミュニティ常会』」

三隅町 下芦谷集落

三隅町下芦谷集落は人口 25 人 14 世帯が暮らす、周囲を山に囲まれた集落です。14 世帯のうち一人暮らしの高齢者は 4 割、高齢者世帯は 3 割と高齢化が進んでいる現状です。

そんな集落で、今あるものを大切にしながら常会を維持していく工夫が、地域の安否確認や支え合いにつながっています。



午後 2 時から始まる常会。参加する人はほとんど高齢者です。単にお金を集めたり、情報を共有するだけなら常会という仕組みじゃなくても方法はあるけれど、住民それぞれが地域づくりには欠かせないことだと意識を持って常会を続けています。



常会があるおかげで、ある女性は「老々介護が大変だけどみんなの理解や声掛けに助かっています」と話し、ある男性は「集会所の駐車場は狭い。車を誘導することは自分の役割だと思う」と常会が役割や絆を生む集落にとっても大事な場所になっています。



何か新しい取り組みを始めることは難しいかもしれないけど、元々あった活動を大切にしながら、そこに参加し続けることは住民の支え合いになり、地域づくりの原点です。

●支え合いの地域づくりへのヒント ②



「畑が最高の介護予防！『畑に小屋があるだけで』」

周布地区

浜田市内にはたくさんの自主的な畑があります。周布地区にも毎朝 45 分かけて押し車を押しながら、畑に歩いて来られる 80 代の女性がおられます。この畑は何人もの方が敷地を区切って作物を作る広大な畑です。その女性は昼前まで畑作業をして、また歩いて家に帰る、そんな生活を 14 年続けておられます。



そんな畑に息子さんが小屋を建ててくれました。頑丈な屋根付きの小屋です。

すると、周りで畑をされている方が休憩時間に集まるようになりました。畑作業ができる日は毎日集まってお話をされています。それまで付き合いのなかった方もおられます。小屋から聞こえる笑い声につられて仲間になった方もおられます。

畑はしてないけど、話をしたくて訪れる方もおられます。小屋ができたおかげで、人と人がつながり、困ったことがあると相談して助けあえる関係が自然と生まれました。



あ る 日 の 会 話

たまにね、畑に来ない人がいると寝込んであるんじゃないかと気になって家に行ってみるんよ。それで元気だと分かったら安心するんよ

心配してくれる人がいるって嬉しいよね

何より畑で体を動かすと介護予防にもなるね



小屋ができたことで、集まる場所ができて、見守りの場になり、困りごとを解決できる場になり、介護予防にまでなっている！

どこにでもあることだけど、そこには重要な意味があります。

●支えあいの地域づくりへのヒント ③



「地域への恩返しが人をつなぐ『昔の同僚といつまでも』

金城町 さっちゃんふぁ～む



地域には色々な形の集いの場があります。ここ「さっちゃんふぁ～む」は、長年勤務した病院を退職し、母の介護の為実家で母と一緒に生活をスタート！荒れ放題だった田畑をこれでは申し訳ないと、友人3人で「さっちゃんふぁ～む」を立ち上げました。



まずは形から！衣装をそろえました

「さっちゃんふぁ～む」の朝は、ご近所さんとのウォーキングから始まります。ウォーキングと言っても、ただのウォーキングではありません。朝6時半から、なんと3～5キロを歩きます。歩きながら気になるお宅への声をかけ&見守りもします。



さっちゃんふぁ～む見取り図



日中は、農業の大変さを毎日実感しながら、お花を植えたり、野菜や田んぼの成長や収穫を楽しんでいます。とはいえ、農作業は初心者。「そろそろ田んぼに水をはらんとで」「虫がついとらんか？」など、地域の頼れる方々に助けてもらっています。

そして、子どもころから夢だった「ヤギ」も飼ってみると、他の地区からもヤギを



見に来られるように！そうやって、地域の方が集まったり、ヤギを見に来られたりと、だんだんと人が集まる場所になりました。

そんなある日、ウォーキング中に、具合悪そうにしている近所のおばあちゃんを発見！息子さんに連絡したり介抱したりとおばあちゃんを支えます。おかげで、おばあちゃんは無事救急車で病院に行くことができました。朝のウォーキングにも大切な意味があると実感！今でも毎日続けておられます。



自分たちがやりたいことを楽しみながらしていることが、自然と地域と人をつないでいる！無理をしなくても支え合いは生まれます。

● 支え合いの地域づくりへのヒント ④



「なにげない習慣がいつしか…『次なる仕掛けは?』」

三隅町 湊浦地区

近年、少子化や保護者の負担の軽減、そこに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の流行等によって「ラジオ体操の文化」を止めてしまう地域があると聞きます。この風景がなくなるのは寂しいものです。そんな中、湊浦自治会は自治機能を住民同士のつながりで維持し続けています。そこには、**つながるための「仕掛け」**があります。



三隅町は、夏休み中のラジオ体操の実施判断は集落単位で決めるという約束ごとがあります。そして、子ども達だけでラジオ体操をするだけではなく、この集いをここに住むみんなの取り組みにしようと自治会が立ち上がり、会場となるまちづくりセンターにスピーカーを取り付け、時間になると自動的にラジオ体操が流れるように仕掛けをしました。「君は〇〇さんの子どもさんだねえ。大きくなったねえ。」と子どもに話しかけてくれるおばあちゃん。「いつも来る〇〇さん、今日は来んかったねえ」と見守りにもつながっています。



また、自治会ではこの同じ敷地に第2の仕掛けを行っています。それは、グラウンドに東屋を建設したことです。高齢者のグラウンドゴルフ、親子のキャッチボールや自転車の練習をする姿などが見られる中で、**地域の方がちょっと休める憩いの場**になったり、子ども同士の待ち合せの場

所、ウォーキング中に出会った時のおしゃべりの場などにも大活躍しています。

「地域の人に楽しんでもらえたら！」と東屋にはイルミネーションも点いたそうです。これからも、地域のつながりの仕掛けがまだまだ続いていくことでしょう。



何気ない習慣を活かしながら、人々のつながりを絶やさないキラリ ✨ と光る仕掛けがここにはあります。





「男性の役割もとっても大事『大学生と一緒に』 金城町 はればれ会

浜田市内の高齢者サロンの課題に男性の参加率の低さがあります。どうしたら男性が参加してくれるのだろうか？そんな声を度々聞きます。ここ「はればれ会」は男性が役割を持ってサロンを楽しんでおられます。その役割とは…



平成 30 年に立上げ、月に 1 回のサロンです。この日は男性陣の力を借りてかずらでかごを作ることになりました。男性陣は山へかずらを取りに出陣！



■かずらとはつる草の総称

ハプニングもありましたが、無事かずらを取ることができました。持って帰ったかずらは地元の大学生と一緒に「大きなかご」を編みました。

別の日は、予約型乗り合いタクシーを利用して「みんなで買い物行ってみようツアー」を企画。お盆前だったので、「目指すは団子の粉!」と盛り上がります。一人ではなかなか利用できない体験をみんなですると今度から利用できる!と自信がつかしました。

お出かけツアー

①: まずはみんなで話してみよう!

②: やってみよう! 乗ってみよう!

③: なんだ! これなら一人でも乗れる! と気づく

④: みんなにも会えて買い物もできた! 一石二鳥だね!

お出かけツアーの極意

-GOKUOI-

7月27日 日 元谷

金沢駅南口からどうしよう... 買い物どうしよう... ひとりでは乗れなかな... 早くみんなで乗ろう! 予約型乗り合いタクシーにお願いです!

みんなで乗り物に乗って買い物に行ってみませんか!





お出かけツアー みんなで乗れば怖くない!



現在は男性陣が少々パワーダウンしていますが、いつ復活してもいいように女性陣がはればれ会を盛り上げています。自然と男性の役割があって帰る場所もあるなんて本当につながりは大切です。



「サロン発信! 世代を超えた地域のつながり

『寄贈の和紙の有効活用』

旭町 まるやの日

旭町には島根あさひ社会復帰促進センターがあります。訓練生の方々が職業訓練で作られている和紙を社協旭支所へ寄贈していただいています。



この和紙を有効に活用しようと考えたのが、地域のサロン『まるやの日』の方々。

社協旭支所での歳末たすけあいお節配食事業で利用する箸入れと封筒づくりにご協力いただきました。



そして、封筒の中には旭中学校の生徒さんの温かい気持ちのこもったお手紙を封入し、地域の高齢者の手元にお届けしております。

それぞれの役割を、いつまでもつなげていけるよう連携に努めます。



地域資源として、島根あさひ社会復帰促進センター・地域の方々・旭中学校の生徒さんたちと世代を超えた繋がり、直接ではないけれど和紙をとおして、それぞれの役割のもとつながった取り組みです。

●大人から子どもへ見守り・つながりの大切さを伝える活動のヒント①



「企業と公的機関や子どもと一緒に取り組む福祉のまちづくり」

三隅町 三隅ガスセンター×三隅駐在所×三隅小学校児童クラブ



浜田市社会福祉協議会では、様々な機関と連携し、あらゆる世代の住民を巻き込みながら、“さりげなく・ゆるやかに・無理せず”誰もが日常生活の中でできる活動「ゆるやかな見守り」を広げ、地域で支え合うための土壌作りを進めています。



ガスや水道の検針などの業務中や地域で過ごす中で、見守りの意識を少し持っていただき、高齢者等の様子で異変に気付いたら専門機関に繋いでいただけるよう三隅ガスセンターの社員研修でお話しさせていただいたことがきっかけで、子ども達にも見守りの大切さを伝えたい！との思いを企業が持ち、そこから三隅小学校児童クラブに思いをつなげ、子どもたちと「見守り」を一緒に考える機会となるきっかけへと発展しました。



ゆるやかな見守りすごろくゲーム

どうしたら分かりやすく伝えられるだろうか…と試行錯誤しながら、社協オリジナルのすごろくゲームに、登下校中の子ども達の安全を守る「ながら見守り」の内容を交え、子どもバージョンにアレンジ！地元駐在所とも協力して、「登下校中に会える見守り隊のおじさんを最近見かけなくなった…そんな時はどうする？」などの問い掛けに答えな

がら、どちらか一方が見守るのではなく、お互いに“見守り上手・見守られ上手”になることが大切なんだね！と気が生まれ、世代や立場に関わらず、見守り・つながる意識を高めることができました。



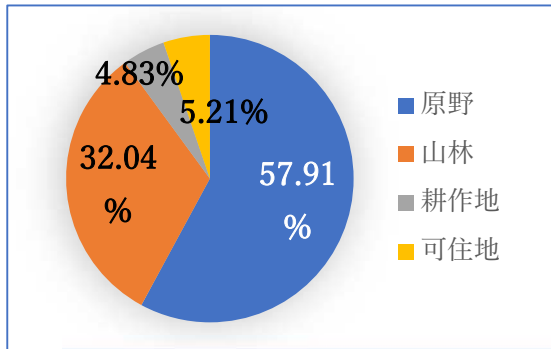
立場や役割はそれぞれ違うけれど、「見守り」をキーワードにつながることに発展！誰もができる「ゆるやかな見守り」を少し意識することが、支え合える地域を育てていきます。



●「住民同士の活動」と「専門職による支援」とをつなぐ接点を作るヒント①



「花笠」を「草刈機」に持ち替えて
弥栄町 みつばくらぶ



弥栄町の総面積のうち9割が原野や山林となっており、残りの1割が耕作地と可住地がほぼ半々となっているため、冬季以外は草刈りが必要となっています。

※総面積 105.5 km²



以前は、社協弥栄支所の住民参加型在宅福祉事業や浜田市シルバー人材センターで対応していましたが、会員の高齢者化に伴い、足元の悪いところや高所、休耕田や空き地、連日の長時間作業など対応できないところが多くなっていました。



そこで、地域のために! と新たな活動をプラスされたのが若い世代も一緒に活動を行っている『みつばくらぶ』です。多年にわたり福祉施設や地域のイベントにおいてボランティア活動として田囃子等の芸能披露の他、福祉施設の草刈りや枝切り等の美化活動にも取り組んでいる地域住民の組織です。



今後ますます増加する一人暮らし高齢者や高齢者世帯にとっての生活課題として挙げられている「ちょっとした困りごと」等の生活支援を行います。

また、地域ケア会議等を通じて専門職との情報共有を図るなど、利用促進につながるよう連携し、草刈り以外の生活支援についても活動の場が広がるよう支援していきます。



多世代にわたるボランティア活動は、お互いの良いところを生かし活動の範囲が広がります。
また、違う視点で活動することで色々な機関とも連携ができ、支え合いの場も広がっていきます。

2. 審議の経過

浜田市地域福祉活動計画策定委員会

令和4年6月8日（水）	第1回地域福祉活動計画策定委員会
令和5年2月6日（月）	第2回地域福祉活動計画策定委員会
令和5年3月7日（火）	第3回地域福祉活動計画策定委員会

3. 策定委員名簿

浜田市地域福祉活動計画策定委員会		
委員長		岡 本 薫
副委員長		宅 和 保 信
氏名		選出区分
1	藤 本 静 晴	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 理事）
2	岡 本 薫	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 理事）
3	馬 場 範 子	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 理事）
4	金 本 廣	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 評議員）
5	花 田 和 代	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 評議員）
6	服 部 孝 之	地域福祉部会（浜田市社会福祉協議会 評議員）
7	宅 和 保 信	地域福祉部会（元島根県職員）
8	原 田 豊	地域福祉部会（浜田市連合自治会長）
9	虫 谷 昭 則	地域福祉部会（浜田市まちづくりセンター合同連絡会）
10	栈 敷 学	地域福祉部会（NPO法人はとぽっぽ）
11	小 驛 杏 子	浜田市 地域福祉課 地域福祉係長
12	柳 原 正 樹	浜田市 地域福祉課 障がい福祉係長
13	齋 藤 俊 也	浜田市 健康医療対策課 高齢者福祉係長
14	大 賀 五 輪 美	浜田市 健康医療対策課 健康づくり係長
15	吉 村 幸 治	浜田市 子ども・子育て支援課 子ども政策係長
16	藤 井 雄 也	浜田市 まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係長

第4次 浜田市地域福祉活動計画

地域住民や地域のあらゆる団体・組織の参加と協働による
『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』

発行年月 / 令和 5年 3月

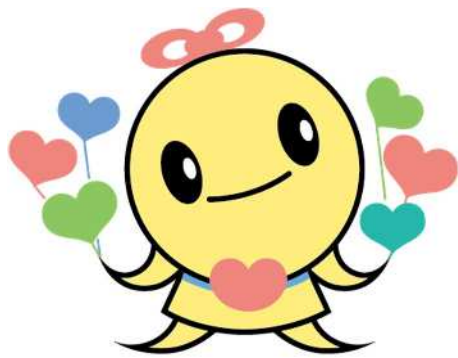
発行 / 社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会

編集 / 社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会

〒697-0016 島根県浜田市野原町859-1

電話 0855-22-0094

ファックス 0855-22-6930



浜田市社協PRキャラクター

ふくっぴー